

【資料-1】

第7回 木曾川下流水防災協議会

議 事 次 第

日 時：令和3年8月31日(火)14:00～

場 所：木曾川下流河川事務所 及び WEB 会議方式

1. 開 会

2. 開会挨拶

3. 議 事

(1)第7回 木曾川下流水防災協議会

- 1) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曾三川下流部の取組方針
- 2) 平成28年度～令和2年度の取組方針と成果
- 3) 新たな(その他の)取組
- 4) 令和3年度からの取組内容
- 5) その他

4. 閉会挨拶

5. 閉 会

第7回 木曾川下流水防災協議会 参加者名簿

- 開催日時 : 令和3年8月31日(火) 14:00～
- 開催場所 : 木曾川下流河川事務所
- 開催方式 : 対面方式、WEB方式

所 属	役 職	氏 名	代理	方式
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	所長	高橋 一浩		WEB
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	所長	高橋 裕輔		WEB
岐阜地方気象台	台長	高橋 賢一		WEB
名古屋地方気象台	次長	匂坂 照二	○	WEB
津地方気象台	台長	白川 嘉茂		WEB
岐阜県 西濃県事務所	所長	國島 英樹		WEB
岐阜県 大垣土木事務所	所長	奥田 雅之		WEB
愛知県 海部県民事務所	所長	内田 康史		WEB
愛知県 海部建設事務所	所長	岡島 充典		WEB
三重県 桑名地域防災総合事務所	所長	森下 宏也		WEB
三重県 桑名建設事務所	所長	千種 藤紀		WEB
海津市	市長	横川 真澄		WEB
愛西市	危機管理課長	大野 敦弘	○	WEB
津島市	危機管理課長	磯部 勝	○	WEB
弥富市	防災課長	太田 高士	○	WEB
蟹江町	産業建設部長	肥尾 建一郎	○	WEB
飛島村	総務部長	加藤 義彦	○	WEB
桑名市	市長	伊藤 徳宇		WEB
木曾岬町	町長	加藤 隆		WEB
(独)水資源機構 中部支社	事業部次長	花田 弘幸	○	WEB
近畿日本鉄道(株)	施設部 工務課	主査 藤田 幸宏	○	WEB
養老鉄道(株)	運輸課長	大橋 信夫	○	WEB
(一社)養老線管理機構	代表理事	広瀬 幹雄		欠
【オブザーバー】中部運輸局	安全指導課長	小野木 康仁		欠
出席予定人数		22 人		

所 属	役 職	氏 名
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	副所長	後藤 功次
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	調査課長	宮瀬 正
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	環境係長	辻 明
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	調査係長	吉田 知江

表1 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)	修正後 (8/31 委員会用)
<p>4. 現状の取組状況と課題</p> <p>平成27年9月関東・東北豪雨の水害において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。</p> <p>本協議会では、平成27年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和34年9月の伊勢湾台風における洪水・高潮により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提とした上で、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年8月台風10号、平成30年7月豪雨等の水害を教訓としつつ、各構成機関における現状の取組状況と課題を次の5つに区分し、抽出した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達・避難計画等に関する事項 ・避難に資する整備等に関する事項 2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への周知・教育・訓練に関する事項 3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動・水防体制に関する事項 ・市町村庁舎等の水害時における対応に関する事項 4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫水の排水に関する事項 5) 河川管理施設の整備に関する取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備に関する事項 ・その他防災・減災に資する整備に関する事項 <p>区分毎、各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。</p>	<p>4. 現状の取組状況と課題</p> <p>平成27年9月関東・東北豪雨の水害において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。</p> <p>本協議会では、平成27年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和34年9月の伊勢湾台風における洪水・高潮により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提とした上で、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年8月台風10号、平成30年7月豪雨等の水害を教訓としつつ、各構成機関における現状の取組状況と課題を次の5つに区分し、抽出した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達・避難計画等に関する事項 ・避難に資する整備等に関する事項 2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への周知・教育・訓練に関する事項 3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動・水防体制に関する事項 ・市町村庁舎等の水害時における対応に関する事項 4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫水の排水に関する事項 5) 河川管理施設等の整備に関する取組の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備等に関する事項 ・その他防災・減災に資する整備に関する事項 <p>区分毎、各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。</p>
13	13

表2 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)				修正後 (8/31 委員会用)			
1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題				1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題			
事項	項目	内容	現状・課題	事項	項目	内容	現状・課題
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	洪水予報の提供	現状 ・雨量の状況、河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(木曾川下流河川事務所・地方気象台共同)を発表し、自治体等へ伝達 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・ 気象庁 HP で、「高潮警報」を公開 ・各市町村において、洪水予報について、地域防災計画等に位置付け ・ 水害リスクラインを公表 課題 ・発表している内容や用語等の情報が分かりにくい ・公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない ・洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに対し、住民の理解の向上が必要 ・ 洪水時のダム操作など防災施設の機能等について住民の理解が必要	1-A 現状 ・雨量の状況、河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(木曾川下流河川事務所・地方気象台共同)を発表し、自治体等へ伝達 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、洪水予報について、地域防災計画等に位置付け ・ 気象庁 HP で「高潮警報」を公開 ・ 水害リスクラインを公表 ・ 洪水の危険度分布(キキクル)をはじめとする情報の提供 ・ 素早く必要な気象情報を閲覧できるような気象庁 HP のリニューアル 課題 ・発表している内容や用語等の情報が分かりにくい ・公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない ・洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに対し、住民の理解の向上が必要 ・ 洪水時のダム操作など防災施設の機能等について住民の理解が必要 ・ 警戒レベル相当情報の見直し			
			現状 ・木曾川下流河川事務所から首長に対し、直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、情報伝達(ホットライン)を実施 ・各市町村において、ホットラインの位置付けについて役所内に周知 ・気象台において、ホットラインによる即時的な解説、助言を実施 課題 ・ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が不十分 ・ホットラインの訓練が未実施	1-B 現状 ・木曾川下流河川事務所から首長に対し、直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、情報伝達(ホットライン)を実施 ・各市町村において、ホットラインの位置付けについて役所内に周知 ・気象台において、ホットラインによる即時的な解説、助言を実施 課題 ・ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が 必要 ・ホットラインの訓練が 一部未実施			

表3 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)					修正後 (8/31 委員会用)				
事項	項目	内容	現状・課題		事項	項目	内容	現状・課題	
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	タイムラインの策定	現状	1-C	情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	タイムラインの策定	現状	1-C
			課題					課題	
	避難指示等の発令	避難指示等の発令	現状	1-D	避難指示等の発令	避難指示等の発令	現状	1-D	
			課題	1-E				課題	1-E
	広域避難	避難場所の指定状況	現状	1-F		広域避難	避難場所の指定状況	現状	1-F
			課題					課題	

表4 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)					修正後 (8/31 委員会用)				
事項	項目	内容	現状・課題		事項	項目	内容	現状・課題	
広域避難	広域避難	大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会（TNT）において、大規模台風による高潮・洪水に対する広域避難等に係る検討を重ねている <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先、避難誘導の方法、避難の手段、避難に必要な協定・設備等の多岐にわたる調整が必要 ・地域防災計画等への反映等、実効性の確保が課題 ・広域避難の必要性について、十分な周知がなされていない 	1-G	広域避難	広域避難	大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会（TNT）において、大規模台風による高潮・洪水に対する広域避難等に係る検討を重ねている <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先、避難誘導の方法、避難の手段、避難に必要な協定・設備等の多岐にわたる調整が必要 ・地域防災計画等への反映等、実効性の確保が課題 ・広域避難の必要性について、さらなる周知が必要 	1-G
		避難誘導の主体	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は市町村職員、消防団、自主防災組織、自治体、警察等が担っている ・地域防災計画に誘導體制について記載 ・避難訓練を通じて消防団の誘導體制の確立を促進 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある ・豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる ・車の誘導、渋滞への対策として、交通整理や交通規制等の必要性が考えられる 	1-H			避難誘導の主体	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は市町村職員、消防団、自主防災組織、自治体、警察等が担っている ・地域防災計画に誘導體制について記載 ・避難訓練を通じて消防団の誘導體制の確立を促進 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある ・豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる ・車の誘導、渋滞への対策として、交通整理や交通規制等の必要性が考えられる 	1-H

表5 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)					修正後 (8/31 委員会用)				
事項	項目	内容	現状・課題		事項	項目	内容	現状・課題	
避難に資する整備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、防災業務無線、広報車、避難に用いるバスを整備・確保 ・<u>市有バス、民間バスによる区域外への避難訓練を実施</u> ・<u>鉄道等の事前運休に関する影響を検討(取組事例)</u> <p><u>桑名市：三重交通と相互支援・強直協定を締結 (R2.8)</u></p> <p><u>愛西市：市有バスや民間バスによる区域外への避難訓練の実施</u></p> <p><u>木曾岬町：広域避難訓練を実施して、いなべ市の一時滞在施設に移送(対象者：要配慮者) (R1.9)</u></p> <p><u>蟹江町：鉄道等の事前運休に関する影響検討</u></p> <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難におけるバス利用のニーズの把握が必要 ・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要 ・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要 	1-1	避難に資する整備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、防災行政無線、広報車、避難に用いるバスを整備・確保 ・<u>市有バス、民間バスによる区域外への避難訓練を実施</u> ・<u>鉄道等の事前運休に関する影響を検討(取組事例)</u> <p><u>桑名市：三重交通と相互支援・協力協定を締結 (R2.8)</u></p> <p><u>愛西市：市有バスや民間バスによる区域外への避難訓練の実施</u></p> <p><u>木曾岬町：広域避難訓練を実施して、いなべ市の一時滞在施設に移送(対象者：要配慮者) (R1.9)</u></p> <p><u>蟹江町：鉄道等の事前運休に関する影響検討</u></p> <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難におけるバス利用のニーズの把握が必要 ・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要 ・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要 	1-1

表6 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)					修正後 (8/31 委員会用)				
事項	項目	内容	現状・課題		事項	項目	内容	現状・課題	
避難に資する設備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	避難に関する協定締結	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28 の段階で全市町村が近隣市町と協定を締結 ・企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結 (取組事例) <p>津島市：民間協力に関する新たな取組として、市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結</p> <p>桑名市・愛西市・海津市： 「災害時における相互応援協定」に基づき、海津市民を非常時に「多度公民館」、「多度中小学校」に一時避難</p> <p>桑員2市2町：「浸水時における広域避難に関する協定」により桑名市・木曾岬町の住民をいなべ市・東員町へ避難</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所使用等に関する協定の締結推進が必要 ・受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要 ・広域避難の全体最適を求める際の、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要 	1-J	避難に資する設備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	避難に関する協定締結	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28 の段階で全市町村が近隣市町と協定を締結 ・企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結 (取組事例) <p>津島市：民間協力に関する新たな取組として、市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結</p> <p>桑名市・愛西市・海津市： 「災害時における相互応援協定」に基づき、海津市民を非常時に「多度公民館」、「多度中小学校」に一時避難</p> <p>桑員2市2町：「浸水時における広域避難に関する協定」により桑名市・木曾岬町の住民をいなべ市・東員町へ避難</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所使用等に関する協定の締結推進が必要 ・受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要 ・広域避難の全体最適を求める際の、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要 	1-J
			<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村が防災行政無線、看板などの拡充を実施 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の拡充及び、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり ・設置した設備に対して改善点の検討 	1-K				<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村が防災行政無線、看板などの拡充を実施 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の拡充及び、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり ・設置した設備に対して改善点の検討 	1-K

表7 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)					修正後 (8/31 委員会用)				
2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題					2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題				
事項	項目	内容	現状・課題		事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	想定される浸水リスクの周知	浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所において、計画規模降雨を対象とした浸水想定区域図及び高潮・洪水氾濫が発生した場合の様子をシミュレーションで確認できる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」をHPで公表 県では、<u>想定最大規模の外力に対する高潮の浸水想定区域図を公表 (R2年度予定)</u> 各市町村において、洪水等ハザードマップを作成し、配布 気象台において、ハザードマップ策定に関する助言を実施 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨による洪水等の浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定が必要 水害リスク情報の空白地帯が存在する 	2-A	住民等への周知・教育・訓練に関する事項	想定される浸水リスクの周知	浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所において、計画規模降雨を対象とした浸水想定区域図及び高潮・洪水氾濫が発生した場合の様子をシミュレーションで確認できる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」をHPで公表 県では、<u>想定最大規模の外力に対する高潮の浸水想定区域図を公表 (R2年度予定)</u> 各市町村において、洪水等ハザードマップを作成し、配布 気象台において、ハザードマップ策定に関する助言を実施 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨による洪水等の浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定が必要 水害リスク情報の空白地帯が存在する 	2-A
	住民等への情報伝達	住民等への情報提供	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 雨量・水位等の情報や避難情報を様々なツールで提供 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客（外国人等）への提供が必要 	2-B		住民等への情報伝達	住民等への情報提供	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 雨量・水位等の情報や避難情報を様々なツールで提供 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客（外国人等）への提供が必要 	2-B
	住民等への情報伝達	CCTVカメラ映像の提供	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> CCTVカメラ映像の一部を、河川管理者、ダム管理者においてHPで公開 一部の市町村において、河川管理者等のHPとリンクし公開 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> より多くのCCTVカメラ映像の公開と高度化、情報の入手、活用方法の周知 より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり 	2-C		住民等への情報伝達	CCTVカメラ映像の提供	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> CCTVカメラ映像の一部を、河川管理者、ダム管理者においてHPで公開 一部の市町村において、河川管理者等のHPとリンクし公開 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> より多くのCCTVカメラ映像の公開と高度化、情報の入手、活用方法の周知 より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり 	2-C

表8 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)					修正後 (8/31 委員会用)																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>現状・課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住民等への周知・教育・訓練に関する事項</td> <td rowspan="2">避難に関する教育、訓練</td> <td rowspan="2">避難に関する教育</td> <td>現状 ・各市町村等において、避難に関する教育を実施</td> <td rowspan="2">2-E</td> </tr> <tr> <td>課題 ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課題 ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要</td> <td>2-F</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難に関する訓練</td> <td>現状 ・自治会における訓練を支援</td> <td rowspan="2">2-G</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課題 ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・<u>地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</u></td> </tr> </tbody> </table>	事項	項目	内容	現状・課題		住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する教育	現状 ・各市町村等において、避難に関する教育を実施	2-E	課題 ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり				課題 ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要	2-F			避難に関する訓練	現状 ・自治会における訓練を支援	2-G				課題 ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・ <u>地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>現状・課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住民等への周知・教育・訓練に関する事項</td> <td rowspan="2">避難に関する教育、訓練</td> <td rowspan="2">避難に関する教育</td> <td>現状 ・各市町村等において、避難に関する教育を実施</td> <td rowspan="2">2-E</td> </tr> <tr> <td>課題 ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課題 ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要</td> <td>2-F</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難に関する訓練</td> <td>現状 ・自治会における訓練を支援</td> <td rowspan="2">2-G</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課題 ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・<u>地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</u></td> </tr> </tbody> </table>	事項	項目	内容	現状・課題		住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する教育	現状 ・各市町村等において、避難に関する教育を実施	2-E	課題 ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり				課題 ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要	2-F			避難に関する訓練	現状 ・自治会における訓練を支援	2-G				課題 ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・ <u>地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</u>
	事項	項目	内容	現状・課題																																															
	住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する教育	現状 ・各市町村等において、避難に関する教育を実施	2-E																																														
課題 ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり																																																			
			課題 ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要	2-F																																															
		避難に関する訓練	現状 ・自治会における訓練を支援	2-G																																															
			課題 ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・ <u>地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</u>																																																
事項	項目	内容	現状・課題																																																
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する教育	現状 ・各市町村等において、避難に関する教育を実施	2-E																																															
			課題 ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり																																																
			課題 ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要	2-F																																															
		避難に関する訓練	現状 ・自治会における訓練を支援	2-G																																															
			課題 ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・ <u>地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</u>																																																
<p>3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>現状・課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動・水防体制に関する事項</td> <td>河川水位等の情報提供等</td> <td>水防警報の提供</td> <td>現状 ・木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け ・<u>気象庁 HP で「高潮警報」を公開</u> ・<u>各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定</u> ・<u>水害リスクラインを公表</u></td> <td rowspan="2">3-A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課題 ・<u>上記ツールが、十分に活用されていないおそれあり</u></td> </tr> </tbody> </table>	事項	項目	内容	現状・課題		水防活動・水防体制に関する事項	河川水位等の情報提供等	水防警報の提供	現状 ・木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け ・ <u>気象庁 HP で「高潮警報」を公開</u> ・ <u>各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定</u> ・ <u>水害リスクラインを公表</u>	3-A				課題 ・ <u>上記ツールが、十分に活用されていないおそれあり</u>	<p>3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>現状・課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動・水防体制に関する事項</td> <td>河川水位等の情報提供等</td> <td>水防警報の提供</td> <td>現状 ・木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け ・<u>気象庁 HP で「高潮警報」を公開</u> ・<u>各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定</u> ・<u>水害リスクラインを公表</u> ・<u>洪水の危険度分布(キキクル)をはじめとする情報の提供</u></td> <td rowspan="2">3-A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課題 ・<u>上記ツールが、十分に活用されるように周知が必要</u></td> </tr> </tbody> </table>	事項	項目	内容	現状・課題		水防活動・水防体制に関する事項	河川水位等の情報提供等	水防警報の提供	現状 ・木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け ・ <u>気象庁 HP で「高潮警報」を公開</u> ・ <u>各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定</u> ・ <u>水害リスクラインを公表</u> ・ <u>洪水の危険度分布(キキクル)をはじめとする情報の提供</u>	3-A				課題 ・ <u>上記ツールが、十分に活用されるように周知が必要</u>																						
事項	項目	内容	現状・課題																																																
水防活動・水防体制に関する事項	河川水位等の情報提供等	水防警報の提供	現状 ・木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け ・ <u>気象庁 HP で「高潮警報」を公開</u> ・ <u>各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定</u> ・ <u>水害リスクラインを公表</u>	3-A																																															
			課題 ・ <u>上記ツールが、十分に活用されていないおそれあり</u>																																																
事項	項目	内容	現状・課題																																																
水防活動・水防体制に関する事項	河川水位等の情報提供等	水防警報の提供	現状 ・木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け ・ <u>気象庁 HP で「高潮警報」を公開</u> ・ <u>各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定</u> ・ <u>水害リスクラインを公表</u> ・ <u>洪水の危険度分布(キキクル)をはじめとする情報の提供</u>	3-A																																															
			課題 ・ <u>上記ツールが、十分に活用されるように周知が必要</u>																																																

表9 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)					修正後 (8/31 委員会用)				
事項	項目	内容	現状・課題		事項	項目	内容	現状・課題	
水防活動・水防体制に関する事項	水防活動の実施体制	水防活動の実施者	現状 ・水防活動は消防団等が担っている ・ <u>一部市町で消防団活動マニュアルの策定</u> 課題 ・水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている ・サラリーマン化による昼間の人員確保が困難 ・ <u>避難誘導体制の検討が必要</u>	3-B	水防活動・水防体制に関する事項	水防活動の実施体制	水防活動の実施者	現状 ・水防活動は消防団等が担っている ・ <u>一部市町で消防団活動マニュアルの策定</u> 課題 ・水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている ・サラリーマン化による昼間の人員確保が困難 ・ <u>避難誘導体制の検討が必要</u>	3-B
	水防資機材の整備状況	水防資機材の備蓄状況	現状 ・木曾川下流河川事務所や市町村、県において、土のう袋やロープ、ブルーシートなどの水防資機材を水防倉庫に準備 ・ <u>防災センターの整備、水防倉庫の拡充</u> 課題 ・複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 ・各機関の備蓄情報が共有されていない ・資機材の提供ルールが定まっていない	3-C		水防資機材の整備状況	水防資機材の備蓄状況	現状 ・木曾川下流河川事務所や市町村、県において、土のう袋やロープ、ブルーシートなどの水防資機材を水防倉庫に準備 ・ <u>防災センターの整備、水防倉庫の拡充</u> 課題 ・複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 ・各機関の備蓄情報が共有されていない ・資機材の提供ルールが定まっていない	3-C
	重要水防箇所の公表等	重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施	現状 ・重要水防箇所を木曾川下流河川事務所HPで公表 ・水防活動実施者との連携強化を図るため、合同巡視を実施 課題 ・重要水防箇所が認知されていない	3-D		重要水防箇所の公表等	重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施	現状 ・重要水防箇所を木曾川下流河川事務所HPで公表 ・水防活動実施者との連携強化を図るため、合同巡視を実施 課題 ・重要水防箇所の更なる周知が必要	3-D
市町村庁舎の水害時における対応に関する事項	市町村庁舎の浸水対策	市町村庁舎の浸水対策の実施状況	現状 ・浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策を実施済み ・ <u>輪中堤等の掘削、切土等を制限</u> 課題 ・ <u>浸水時の耐水対策の推進</u> ・ <u>輪中堤の保全</u>	3-E	市町村庁舎の水害時における対応に関する事項	市町村庁舎の浸水対策	市町村庁舎の浸水対策の実施状況	現状 ・浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策を実施済み ・ <u>輪中堤等の掘削、切土等を制限</u> 課題 ・ <u>浸水時の耐水対策の推進</u> ・ <u>輪中堤の保全</u>	3-E

表 10 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)					修正後 (8/31 委員会用)				
4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題					4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題				
事項	項目	内容	現状・課題		事項	項目	内容	現状・課題	
氾濫水の排水に関する事項	排水設備の操作・運用	排水設備の操作・運用状況	現状	4-A	氾濫水の排水に関する事項	排水設備の操作・運用	排水設備の操作・運用状況	現状	4-A
			<ul style="list-style-type: none"> 樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施 					<ul style="list-style-type: none"> 樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有できていない 	課題	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有が必要 					
災害対策車両等の操作・運用	災害対策車両等の操作・運用状況	災害対策車両等の操作・運用状況	現状	4-B	災害対策車両等の操作・運用	災害対策車両等の操作・運用状況	災害対策車両等の操作・運用状況	現状	4-B
			<ul style="list-style-type: none"> 防災イベント等において排水ポンプ車や照明車等、災害対策車両の展示を実施 災害対策車両は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、操作に携わる職員等への操作訓練を実施し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保 					<ul style="list-style-type: none"> 防災イベント等において排水ポンプ車や照明車等、災害対策車両の展示を実施 災害対策車両は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、操作に携わる職員等への操作訓練を実施し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保 	
			課題	<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への周知が不十分 				課題	<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への異なる周知が必要
排水計画	排水計画の策定状況	排水計画の策定状況	現状	4-C	排水計画	排水計画の策定状況	排水計画の策定状況	現状	4-C
			<ul style="list-style-type: none"> 計画規模を上回る高潮・洪水による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「濃尾平野の排水計画」を策定 					<ul style="list-style-type: none"> 計画規模を上回る高潮・洪水による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「濃尾平野の排水計画」を策定 	
			課題	<ul style="list-style-type: none"> より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要 				課題	<ul style="list-style-type: none"> より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要

表 11 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)	修正後 (8/31 委員会用)																																						
<p>5) 河川管理施設の整備に関する取組の現状と課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>現状・課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川整備に関する事項</td> <td>洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施</td> <td>洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況</td> <td> 現状 ・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施 ・透過型砂防堰堤等の整備を実施 課題 ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり ・土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 </td> <td>5-A</td> </tr> <tr> <td>危機管理型ハード対策の実施</td> <td>危機管理型ハード対策の実施状況</td> <td> 現状 ・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施 課題 ・一部、天端の保護が未施工の区間あり </td> <td>5-B</td> </tr> <tr> <td>その他防災・減災に資する整備に関する事項</td> <td>防災拠点等の整備</td> <td>防災拠点等の整備状況</td> <td> 現状 ・高潮堤防補強等を実施 ・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施(城南防災 ST、白鷲防災 ST、源録防災 ST、高畑防災 ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点) 課題 ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要 </td> <td>5-C</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 減災のための目標</p> <p>木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置することから、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、広範囲かつ長期にわたって浸水被害が生じるおそれがあるとともに、市街地での人的被害や海水の影響による農業への被害を含む社会経済被害などが想定される。そのため、防災訓練や防災教育の実施、住民一人一人の避難行動の認識の徹底、被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについても検討を実施する。令和7年度までに、木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指すものとする。</p>	事項	項目	内容	現状・課題		河川整備に関する事項	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	現状 ・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施 ・ 透過型砂防堰堤等の整備を実施 課題 ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり ・ 土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備	5-A	危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策の実施状況	現状 ・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施 課題 ・一部、天端の保護が未施工の区間あり	5-B	その他防災・減災に資する整備に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備状況	現状 ・高潮堤防補強等を実施 ・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施(城南防災 ST、白鷲防災 ST、源録防災 ST、高畑防災 ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点) 課題 ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要	5-C	<p>5) 河川管理施設等の整備に関する取組の現状と課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>現状・課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川整備等に関する事項</td> <td>洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施</td> <td>洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況</td> <td> 現状 ・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施 ・透過型砂防堰堤等の整備を実施 課題 ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり ・土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 </td> <td>5-A</td> </tr> <tr> <td>危機管理型ハード対策の実施</td> <td>危機管理型ハード対策の実施状況</td> <td> 現状 ・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施 課題 ・一部、天端の保護が未施工の区間あり </td> <td>5-B</td> </tr> <tr> <td>その他防災・減災に資する整備に関する事項</td> <td>防災拠点等の整備</td> <td>防災拠点等の整備状況</td> <td> 現状 ・高潮堤防補強等を実施 ・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施(城南防災 ST、白鷲防災 ST、源録防災 ST、高畑防災 ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点) 課題 ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要 </td> <td>5-C</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 減災のための目標</p> <p>木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置することから、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、広範囲かつ長期にわたって浸水被害が生じるおそれがあるとともに、市街地での人的被害や海水の影響による農業への被害を含む社会経済被害などが想定される。そのため、防災訓練や防災教育の実施、住民一人一人の避難行動の認識の徹底、被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについても検討を実施する。令和7年度までに、木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指すものとする。</p>	事項	項目	内容	現状・課題		河川整備等に関する事項	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	現状 ・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施 ・ 透過型砂防堰堤等の整備を実施 課題 ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり ・ 土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備	5-A	危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策の実施状況	現状 ・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施 課題 ・一部、天端の保護が未施工の区間あり	5-B	その他防災・減災に資する整備に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備状況	現状 ・高潮堤防補強等を実施 ・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施(城南防災 ST、白鷲防災 ST、源録防災 ST、高畑防災 ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点) 課題 ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要	5-C
事項	項目	内容	現状・課題																																				
河川整備に関する事項	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	現状 ・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施 ・ 透過型砂防堰堤等の整備を実施 課題 ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり ・ 土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備	5-A																																			
	危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策の実施状況	現状 ・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施 課題 ・一部、天端の保護が未施工の区間あり	5-B																																			
その他防災・減災に資する整備に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備状況	現状 ・高潮堤防補強等を実施 ・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施(城南防災 ST、白鷲防災 ST、源録防災 ST、高畑防災 ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点) 課題 ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要	5-C																																			
事項	項目	内容	現状・課題																																				
河川整備等に関する事項	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	現状 ・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施 ・ 透過型砂防堰堤等の整備を実施 課題 ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり ・ 土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備	5-A																																			
	危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策の実施状況	現状 ・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施 課題 ・一部、天端の保護が未施工の区間あり	5-B																																			
その他防災・減災に資する整備に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備状況	現状 ・高潮堤防補強等を実施 ・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施(城南防災 ST、白鷲防災 ST、源録防災 ST、高畑防災 ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点) 課題 ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要	5-C																																			
24	24																																						

表 12 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)			修正後 (8/31 委員会用)		
1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組			1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組		
主な取組項目	目標時期	取組機関	主な取組項目	目標時期	取組機関
1-A <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施 ・地域防災力の向上のための人材育成 ・防災施設の機能に関する情報提供の充実 ・浸水実績等の周知 ・災害リスクの現地表示 ・洪水予報や河川水位の状況に関する解説 ・ICTを活用した洪水情報の提供 ・水害危険性の周知促進 ・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 ・避難計画作成の支援ツールの充実 ・ダム放流情報を活用した避難体系の確立 ・水害リスクラインの活用 ・住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底 (マイタイムラインの作成) ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～	河川管理者 木曾下市町村 TNT	1-A <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施 ・地域防災力の向上のための人材育成 ・防災施設の機能に関する情報提供の充実 ・浸水実績等の周知 ・災害リスクの現地表示 ・洪水予報や河川水位の状況に関する解説 ・ICTを活用した洪水情報の提供 ・水害危険性の周知促進 ・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 ・避難計画作成の支援ツールの充実 ・ダム放流情報を活用した避難体系の確立 ・水害リスクラインの活用 ・住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底 (マイタイムラインの作成) ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～	河川管理者 木曾下市町村 気象台 TNT
1-B <ul style="list-style-type: none"> ・堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達(ホットライン)における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施 	引き続き実施	河川管理者 木曾下市町村 気象台※ ※訓練のみ	1-B <ul style="list-style-type: none"> ・堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達(ホットライン)における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施 	引き続き実施	河川管理者 木曾下市町村 気象台※ ※訓練のみ
1-C <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインを活用した訓練の実施、課題抽出・改善 	毎年実施	木曾下市町村	1-C <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインを活用した訓練の実施、課題抽出・改善 	毎年実施	木曾下市町村
1-D <ul style="list-style-type: none"> ・木曾三川に係る市町村の避難指示等の発令状況の木曾川下流河川事務所 HP での一括公表及び一括公表に向けた発令状況伝達ルールの確立 	引き続き実施	河川管理者 木曾下市町村※ ※ルール確立のみ	1-D <ul style="list-style-type: none"> ・木曾三川に係る市町村の避難指示等の発令状況について、木曾川下流河川事務所への発令状況伝達ルールの確立 	引き続き実施	河川管理者 木曾下市町村※ ※ルール確立のみ
1-E <ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」_ TNT での取組 ・広域避難の意思決定タイミング ・意思決定体制・広報体制の確立 	引き続き実施	実現プロジェクト_ TNT	1-E <ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」_ TNT での取組 ・広域避難の意思決定タイミング ・意思決定体制・広報体制の確立 	引き続き実施	実現プロジェクト_ TNT
1-F <ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」_ TNT での取組 ・広域避難先の確保 ・避難経路の設定 ・逃げ遅れた住民の緊急避難誘導体制の確立 	引き続き実施	実現プロジェクト_ TNT	1-F <ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」_ TNT での取組 ・広域避難先の確保 ・避難経路の設定 ・逃げ遅れた住民の緊急避難誘導体制の確立 	引き続き実施	実現プロジェクト_ TNT
26			26		

表 13 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)	修正後 (8/31 委員会用)																																				
<p>3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 252 692 284">主な取組項目</th> <th data-bbox="692 252 831 284">目標時期</th> <th data-bbox="831 252 965 284">取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 284 692 464"> 3-A <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 </td> <td data-bbox="692 284 831 464">令和3年度～</td> <td data-bbox="831 284 965 464"> 気象庁 河川管理者=木曾下 市町村 TNT </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 464 692 584"> 3-B <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 ・水防関係者間での連携、協力に関する検討 </td> <td data-bbox="692 464 831 584">令和3年度～</td> <td data-bbox="831 464 965 584">市町村 県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 584 692 703"> 3-C <ul style="list-style-type: none"> ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・重要水防箇所の見直し </td> <td data-bbox="692 584 831 703">引き続き実施 令和3年度～</td> <td data-bbox="831 584 965 703"> 河川管理者=木曾下 市町村 県 ダム管理者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 703 692 823"> 3-D <ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) ・水防訓練の充実 </td> <td data-bbox="692 703 831 823">令和3年度～</td> <td data-bbox="831 703 965 823"> 河川管理者=木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 823 692 999"> 3-E <ul style="list-style-type: none"> ・浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 ・雨水ポンプの耐水対策の推進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) ・浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 </td> <td data-bbox="692 823 831 999">令和3年度～</td> <td data-bbox="831 823 965 999"> 河川管理者=木曾下 市町村 </td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	目標時期	取組機関	3-A <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～	気象庁 河川管理者=木曾下 市町村 TNT	3-B <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 ・水防関係者間での連携、協力に関する検討 	令和3年度～	市町村 県	3-C <ul style="list-style-type: none"> ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・重要水防箇所の見直し 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村 県 ダム管理者	3-D <ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) ・水防訓練の充実 	令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ	3-E <ul style="list-style-type: none"> ・浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 ・雨水ポンプの耐水対策の推進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) ・浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 	令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村	<p>3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1225 258 1635 290">主な取組項目</th> <th data-bbox="1635 258 1774 290">目標時期</th> <th data-bbox="1774 258 1908 290">取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1225 290 1635 521"> 3-A <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・的確な気象情報の提供 ・防災気象情報の改善 ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 </td> <td data-bbox="1635 290 1774 521">令和3年度～</td> <td data-bbox="1774 290 1908 521"> 気象庁 河川管理者=木曾下 市町村 TNT </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 521 1635 641"> 3-B <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 ・水防関係者間での連携、協力に関する検討 </td> <td data-bbox="1635 521 1774 641">令和3年度～</td> <td data-bbox="1774 521 1908 641">市町村 県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 641 1635 761"> 3-C <ul style="list-style-type: none"> ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・重要水防箇所の見直し </td> <td data-bbox="1635 641 1774 761">引き続き実施 令和3年度～</td> <td data-bbox="1774 641 1908 761"> 河川管理者=木曾下 市町村 県 ダム管理者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 761 1635 880"> 3-D <ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) ・水防訓練の充実 </td> <td data-bbox="1635 761 1774 880">令和3年度～</td> <td data-bbox="1774 761 1908 880"> 河川管理者=木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 880 1635 1056"> 3-E <ul style="list-style-type: none"> ・浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 ・雨水ポンプの耐水対策の推進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) ・浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 </td> <td data-bbox="1635 880 1774 1056">令和3年度～</td> <td data-bbox="1774 880 1908 1056"> 河川管理者=木曾下 市町村 </td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	目標時期	取組機関	3-A <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・的確な気象情報の提供 ・防災気象情報の改善 ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～	気象庁 河川管理者=木曾下 市町村 TNT	3-B <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 ・水防関係者間での連携、協力に関する検討 	令和3年度～	市町村 県	3-C <ul style="list-style-type: none"> ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・重要水防箇所の見直し 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村 県 ダム管理者	3-D <ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) ・水防訓練の充実 	令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ	3-E <ul style="list-style-type: none"> ・浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 ・雨水ポンプの耐水対策の推進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) ・浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 	令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村
主な取組項目	目標時期	取組機関																																			
3-A <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～	気象庁 河川管理者=木曾下 市町村 TNT																																			
3-B <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 ・水防関係者間での連携、協力に関する検討 	令和3年度～	市町村 県																																			
3-C <ul style="list-style-type: none"> ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・重要水防箇所の見直し 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村 県 ダム管理者																																			
3-D <ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) ・水防訓練の充実 	令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ																																			
3-E <ul style="list-style-type: none"> ・浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 ・雨水ポンプの耐水対策の推進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) ・浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 	令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村																																			
主な取組項目	目標時期	取組機関																																			
3-A <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・的確な気象情報の提供 ・防災気象情報の改善 ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～	気象庁 河川管理者=木曾下 市町村 TNT																																			
3-B <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 ・水防関係者間での連携、協力に関する検討 	令和3年度～	市町村 県																																			
3-C <ul style="list-style-type: none"> ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・重要水防箇所の見直し 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村 県 ダム管理者																																			
3-D <ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) ・水防訓練の充実 	令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ																																			
3-E <ul style="list-style-type: none"> ・浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 ・雨水ポンプの耐水対策の推進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) ・浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 	令和3年度～	河川管理者=木曾下 市町村																																			
29	29																																				

表 14 新旧対照表 ※今回修正事項を黄色マーキングで表示

修正前 (5/31 幹事会時点)			修正後 (8/31 委員会用)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4-A ・ 浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化</td> <td>引き続き実施</td> <td>河川管理者 木曾下 市町村 県</td> </tr> <tr> <td>4-B ・ 災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施</td> <td>引き続き実施</td> <td>河川管理者 木曾下</td> </tr> <tr> <td>4-C ・ 排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施</td> <td>適宜実施</td> <td>河川管理者 木曾下 県</td> </tr> <tr> <td>4-D ・ <u>地域 BCP 策定</u></td> <td>令和3年度～</td> <td>市町村 県 TNT</td> </tr> </tbody> </table>			主な取組項目	目標時期	取組機関	4-A ・ 浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県	4-B ・ 災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下	4-C ・ 排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施	適宜実施	河川管理者 木曾下 県	4-D ・ <u>地域 BCP 策定</u>	令和3年度～	市町村 県 TNT	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4-A ・ 浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化</td> <td>引き続き実施</td> <td>河川管理者 木曾下 市町村 県</td> </tr> <tr> <td>4-B ・ 災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施</td> <td>引き続き実施</td> <td>河川管理者 木曾下</td> </tr> <tr> <td>4-C ・ 排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施</td> <td>適宜実施</td> <td>河川管理者 木曾下 県</td> </tr> <tr> <td>4-D ・ <u>地域 BCP 策定</u></td> <td>令和3年度～</td> <td>市町村 県 TNT</td> </tr> </tbody> </table>			主な取組項目	目標時期	取組機関	4-A ・ 浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県	4-B ・ 災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下	4-C ・ 排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施	適宜実施	河川管理者 木曾下 県	4-D ・ <u>地域 BCP 策定</u>	令和3年度～	市町村 県 TNT
主な取組項目	目標時期	取組機関																																	
4-A ・ 浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県																																	
4-B ・ 災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下																																	
4-C ・ 排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施	適宜実施	河川管理者 木曾下 県																																	
4-D ・ <u>地域 BCP 策定</u>	令和3年度～	市町村 県 TNT																																	
主な取組項目	目標時期	取組機関																																	
4-A ・ 浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県																																	
4-B ・ 災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下																																	
4-C ・ 排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施	適宜実施	河川管理者 木曾下 県																																	
4-D ・ <u>地域 BCP 策定</u>	令和3年度～	市町村 県 TNT																																	
<p>4) 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-A ・ 洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、バイピング対策の実施 ・ <u>本川と支川の合流部等の対策</u> ・ <u>流木や土砂の影響への対策</u> ・ <u>重要インフラの機能確保</u> ・ <u>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</u> ・ <u>災害時及び災害復旧に対する支援</u> ・ <u>河道掘削</u> ・ <u>遊水池整備</u> ・ <u>堤防整備・強化</u> ・ <u>地震津波対策</u> ・ <u>樹木伐採</u> ・ <u>排水機場増強・新設</u></td> <td>引き続き実施 令和3年度～</td> <td>河川管理者 木曾下 市町村 県</td> </tr> <tr> <td>5-B ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施</td> <td>引き続き実施</td> <td>河川管理者 木曾下 市町村 県</td> </tr> </tbody> </table>			主な取組項目	目標時期	取組機関	5-A ・ 洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、バイピング対策の実施 ・ <u>本川と支川の合流部等の対策</u> ・ <u>流木や土砂の影響への対策</u> ・ <u>重要インフラの機能確保</u> ・ <u>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</u> ・ <u>災害時及び災害復旧に対する支援</u> ・ <u>河道掘削</u> ・ <u>遊水池整備</u> ・ <u>堤防整備・強化</u> ・ <u>地震津波対策</u> ・ <u>樹木伐採</u> ・ <u>排水機場増強・新設</u>	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県	5-B ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県	<p>4) 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-A ・ 洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、バイピング対策の実施 ・ <u>本川と支川の合流部等の対策</u> ・ <u>流木や土砂の影響への対策</u> ・ <u>重要インフラの機能確保</u> ・ <u>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</u> ・ <u>災害時及び災害復旧に対する支援</u> ・ <u>河道掘削</u> ・ <u>遊水池整備</u> ・ <u>堤防整備・強化</u> ・ <u>地震津波対策</u> ・ <u>樹木伐採</u> ・ <u>排水機場増強・新設</u></td> <td>引き続き実施 令和3年度～</td> <td>河川管理者 木曾下 市町村 県</td> </tr> <tr> <td>5-B ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施</td> <td>引き続き実施</td> <td>河川管理者 木曾下 市町村 県</td> </tr> </tbody> </table>			主な取組項目	目標時期	取組機関	5-A ・ 洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、バイピング対策の実施 ・ <u>本川と支川の合流部等の対策</u> ・ <u>流木や土砂の影響への対策</u> ・ <u>重要インフラの機能確保</u> ・ <u>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</u> ・ <u>災害時及び災害復旧に対する支援</u> ・ <u>河道掘削</u> ・ <u>遊水池整備</u> ・ <u>堤防整備・強化</u> ・ <u>地震津波対策</u> ・ <u>樹木伐採</u> ・ <u>排水機場増強・新設</u>	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県	5-B ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県												
主な取組項目	目標時期	取組機関																																	
5-A ・ 洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、バイピング対策の実施 ・ <u>本川と支川の合流部等の対策</u> ・ <u>流木や土砂の影響への対策</u> ・ <u>重要インフラの機能確保</u> ・ <u>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</u> ・ <u>災害時及び災害復旧に対する支援</u> ・ <u>河道掘削</u> ・ <u>遊水池整備</u> ・ <u>堤防整備・強化</u> ・ <u>地震津波対策</u> ・ <u>樹木伐採</u> ・ <u>排水機場増強・新設</u>	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県																																	
5-B ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県																																	
主な取組項目	目標時期	取組機関																																	
5-A ・ 洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、バイピング対策の実施 ・ <u>本川と支川の合流部等の対策</u> ・ <u>流木や土砂の影響への対策</u> ・ <u>重要インフラの機能確保</u> ・ <u>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</u> ・ <u>災害時及び災害復旧に対する支援</u> ・ <u>河道掘削</u> ・ <u>遊水池整備</u> ・ <u>堤防整備・強化</u> ・ <u>地震津波対策</u> ・ <u>樹木伐採</u> ・ <u>排水機場増強・新設</u>	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県																																	
5-B ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県																																	

(素案)

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 木曾三川下流部の取組方針

令和 3 年 8 月 31 日

みずぼうさいきょうぎかい

木曾川下流水防災協議会

海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、飛島村、桑名市、木曾岬町

岐阜県 西濃県事務所・大垣土木事務所

愛知県 海部県民事務所・海部建設事務所

三重県 桑名地域防災総合事務所・桑名建設事務所

(独)水資源機構 中部支社

近畿日本鉄道(株)、養老鉄道(株)、(一社)養老線管理機構、中部運輸局

気象庁 岐阜地方气象台・名古屋地方气象台・津地方气象台

中部地方整備局 木曾川上流河川事務所・木曾川下流河川事務所

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成委員	5
3. 流域の概要と水防災に対する主な懸案	6
4. 現状の取組状況と課題	9
5. 減災のための目標	19
6. 概ね 5 年間で実施する取組	20
7. フォローアップ	26

凡例

赤色文字：これまでの取組進捗と緊急行動計画に関する事項

緑色文字：流域治水プロジェクトに関する事項

青色文字：TNTに関する事項

1. はじめに

木曾川水系は、長野県木曾郡木祖村の鉢盛山（標高 2,446m）を源とする木曾川と、岐阜県郡上市の大日ヶ岳（標高 1,709m）を源とする長良川、岐阜県揖斐郡揖斐川町の冠山（標高 1,257m）を源とする揖斐川の 3 河川を幹川とし、山地では峡谷をなし、それぞれ濃尾平野を南流し、我が国最大規模の海拔ゼロメートル地帯を貫き、伊勢湾に注ぐ、流域面積 9,100km² の我が国でも有数の大川である。地域では、これら 3 河川を木曾三川と呼んでいる。

岐阜県、愛知県、三重県にまたがる木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野に位置し、昭和 34 年 9 月の台風第 15 号（伊勢湾台風）では、死者・行方不明者 5,098 名、床上浸水家屋 157,858 棟、浸水面積 310km²、最大浸水期間 120 日以上という甚大な被害を受けるなど、水災害に対して脆弱な地形となっており、洪水や高潮により破堤氾濫が発生すれば、大きな被害が発生する可能性がある。

このような背景の中、木曾三川下流部においては、平成 22 年 2 月に、高潮・洪水時の浸水の早期解消ならびに地震時の地域の応急活動への寄与を目的とし、「木曾三川下流部広域防災ネットワーク検討会」を設立し、木曾三川下流部広域防災ネットワーク構築に向けた検討を行うとともに、平成 25 年 1 月には、木曾三川下流部が広域に浸水しても犠牲者ゼロを実現するために必要な広域避難施策とは何かを検討し、その必要事項の具体化を図り、ひいては東海地方のゼロメートル地帯を対象とした広域的な危機管理行動の実現の一助となることを目的に、沿川 5 市町（桑名市、木曾岬町、弥富市、愛西市、海津市）とともに「木曾三川下流部 高潮・洪水災害広域避難検討会」を設立し、平成 27 年 10 月には、広域避難実現に向け取り組むべき内容等について、「木曾三川下流部 高潮・洪水災害広域避難計画策定に向けたアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）としてとりまとめた。また平成 28 年 10 月からは、アクションプランの策定により、取り組むべき内容を検討する段階から、取り組みを着実に実施し、広域避難を実現していく段階に移行したことから、はん濫域にある 3 市町村（津島市、蟹江町、飛島村）を新たに加え、8 市町村による広域避難実現に向けた組織「木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を設立したところである。

一方、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、またこれらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて」が答申された。

また、平成 17 年 8 月のハリケーン・カトリナによる米国での大規模な高潮被害を受け、わが国のゼロメートル地帯の高潮対策のあり方について考える「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会」（本省）が設置され、平成 18 年 1 月に提言が出された。この提言では、三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）において地域協議会を設置することが位置づけられ、国、地方自治体、施設管理者等の関係機関が共同し、「危機管理行動計画」を策定することが求められた。その提言を受け、濃尾平野のゼロメートル地帯においては、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」を設置することとなった。

平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審査会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、多くの関係者と事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされた。

令和 2 年 4 月には、法制度や施策の変更等、災害対応を取り巻く状況が変化したとして、「危機管理行動計画（第四版）」が策定された。

平成 28 年 8 月の台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川で加速化させるため、平成 29 年 6 月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、これに合わせて「水防災意識社会」の実現に向けた緊急的に実施すべき事項について「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という）をとりまとめた。

さらに、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとする大規模水害の発生を受け、平成 31 年 1 月に緊急行動計画の改定が行われた。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚災害が頻発している状況を鑑み、国土交通省は「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を答申し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への変換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

木曾三川下流部においても、平成 27 年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験したことを受け、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、関係市町村や県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことで、「水防災意識社会」を再構築することを目的に、木曾三川下流部の氾濫域にある 8 市町村（海津市、愛西市、弥富市、桑名市、木曾岬町、津島市、蟹江町、飛鳥村）と県（岐阜県、愛知県、三重県）、（独）水資源機構中部支社、気象庁（岐阜地方气象台、名古屋地方气象台、津地方气象台）、中部地方整備局（木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所）において、平成 28 年 7 月 6 日に

「木曾川下流水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。（本会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会である）

また、令和2年9月17日の規約改正では、新たに近畿日本鉄道(株)、養老鉄道(株)、(一社)養老線管理機構、及びオブザーバーとして中部運輸局を構成委員として加えている。これにより、国・県・市町や、流域の多様な主体との連携強化を図る。また、今後の各市町との検討の中で、広域避難など複数市町での対応が必要な課題や、流域全体で取り組むべき課題については、既存の流域単位の枠組みである協議会を活用して検討・実施することとする。また、協議会は流域に関係する多様な主体の参画を得て、被害軽減対策の取組を推進するものとする。

本協議会では、水防災に関する現状及び課題を踏まえ、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために、令和7年までに各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項について検討を進め、今般、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曾三川下流部の取組方針」（以下「本取組方針」という。）としてとりまとめたものである。

このような推進体制のもと、平成28年度から令和2年度までの取組進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの主な取組についての骨子は以下のとおりである。

- ① 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組を進めていく。
- ② 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組を進めていく。
- ③ 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組を進めていく。
- ④ 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）を進めていく。

各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に開催する協議会において、対策の進捗状況の共有や、必要に応じて本取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

※この協議会で対象とする木曾三川下流部とは、木曾三川直轄管理区間のうち、
図-1 に示す木曾川下流河川事務所管内を対象としたものである。

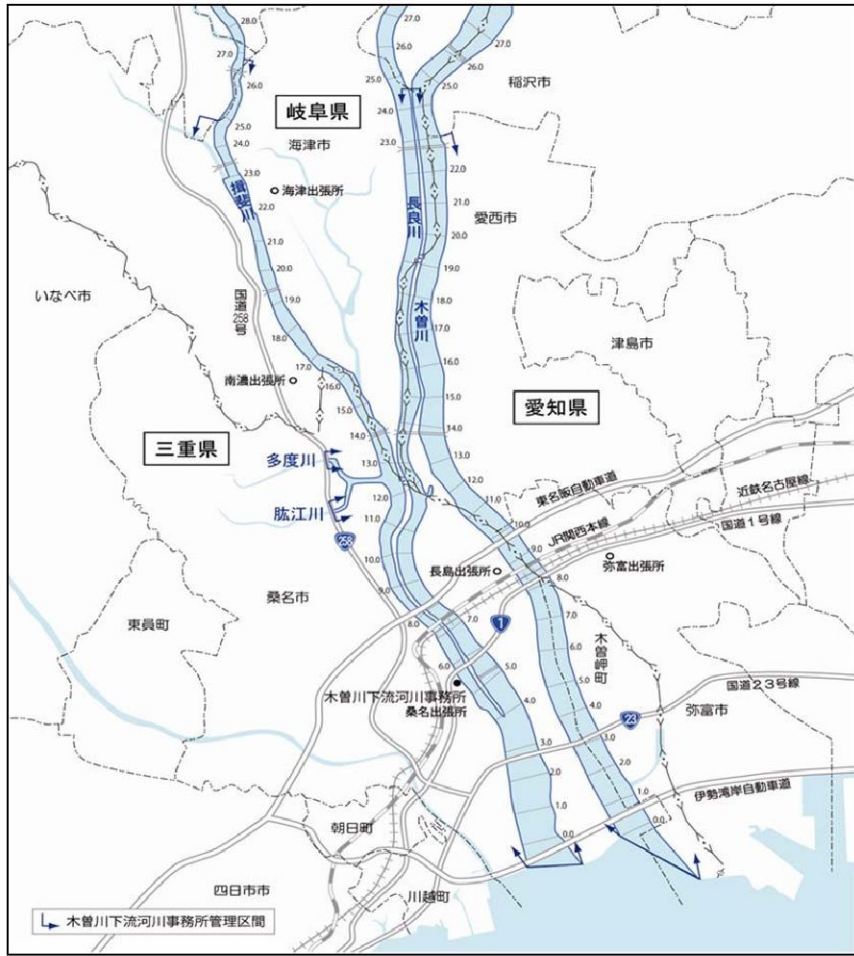


図-1 木曾川下流河川事務所管内図

2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれの構成委員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は以下のとおりである。

		構成機関	構成委員
市町村		海津市 愛西市 津島市 弥富市 蟹江町 飛島村 桑名市 木曾岬町	市長 市長 市長 市長 町長 村長 市長 町長
県	岐阜県	西濃県事務所 大垣土木事務所	所長 事務所長
	愛知県	<u>海部県民事務所</u> 海部建設事務所	<u>事務所長</u> 事務所長
	三重県	桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所	所長 所長
(独)水資源機構		中部支社	事業部長
<u>近畿日本鉄道(株)</u>			<u>施設部長</u>
<u>養老鉄道(株)</u>			<u>鉄道営業部長</u>
<u>(一社)養老線管理機構</u>			<u>代理理事</u>
国土交通省	気象庁	岐阜地方气象台 名古屋地方气象台 津地方气象台	台長 台長 台長
	中部地方整備局	木曾川上流河川事務所 木曾川下流河川事務所	事務所長 事務所長
<u>オブザーバー</u>		<u>中部運輸局</u>	<u>鉄道部安全指導課長</u>

3. 流域の概要と水防災に対する主な懸案

(1) 流域の特性

木曾三川下流部は、我が国の三大経済圏の1つである中部圏の中央に位置し、名古屋市から近く高速道路や幹線国道も整備され、立地条件がよいことから、地域には国家戦略特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」を担う企業など、日本を代表するものづくり企業が集積しているほか、全国屈指の大型レジャー施設をはじめとする多くの観光資源も有しており、また、河川の豊富な水の恩恵を受け、トマトやレンコンなど農産物の有数の産地となっている。

一方で、地形的には低平地が広がり、特に名古屋市港区付近から津島市・岐阜県養老町付近を結ぶ線より南側では、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯となっている。また高度経済成長期には、地下水の過剰な汲み上げ等により急速に地盤が低下したが、現在では地下水の揚水規制が行われ、沈下は沈静化傾向となっているが、依然、地盤は海面下にある。そのため、洪水や高潮により堤防から越水、決壊氾濫した場合には、極めて甚大な被害が発生すると予測される。

(2) 過去の洪水等による被害状況

木曾三川下流部においては、昭和34年9月に発生した台風第15号（伊勢湾台風）により、甚大な被害を受けて以降、大規模な浸水被害を伴う水害が発生していない。

○昭和34年9月洪水（伊勢湾台風）

昭和34年9月26日、和歌山県潮岬に上陸した台風第15号（伊勢湾台風）は、低気圧と激しい風による海面上昇が驚異的な高潮を発生させ伊勢湾一帯を襲い、愛知・岐阜・三重の東海三県において死者・行方不明者4,645人、被災者数120万人に達する未曾有の大惨事をもたらした。

特に大きな被害を受けたのは人家の密集している名古屋市南部及び西部・愛知県海部郡一帯・三重県桑名市及び桑名郡一帯の木曾三川河口部付近で、堤防決壊により、堤内地は一瞬にして泥水の下となった。海水の浸水は310km²の地域にも及びそのうち230km²は浸水期間が2ヶ月以上も続いた。

(3) 広域避難に向けた取組

気候変動により将来起こりうる巨大台風襲来によって、木曾三川下流部において生じうる洪水・高潮災害による“犠牲者ゼロ”を実現するためには、浸水想定区域外への適切な広域避難誘導とそのための計画が必要となっており、濃尾平野はその特殊性から自治体からの避難情報の発令前に浸水想定区域外への避難（自主的危機回避行動）や交通規制、バスの調達などの大規模輸送の事前計画が重要である。また、巨大台風襲来に伴い木曾三川下流部において生じうる大規模な高潮・洪水災害の危険性や広域避難の必要性について、地域社会（行政・住民双方）においてそれに備える社会的気運を醸成し、問題意識を共有しながら、広域避難等に関する課題を解決していくことが重要となっている。

このような背景から、木曽川下流河川事務所及び沿川 5 市町（桑名市、木曽岬町、弥富市、愛西市、海津市）等において、平成 25 年 1 月に「木曽三川下流部 高潮・洪水災害広域避難検討会」を設立し、平成 27 年 10 月には、木曽三川下流部高潮・洪水災害広域避難計画を策定するために、平時より木曽川下流河川事務所及び沿川 5 市町等が実施・解決すべき課題等について、アクションプランとしてとりまとめた。

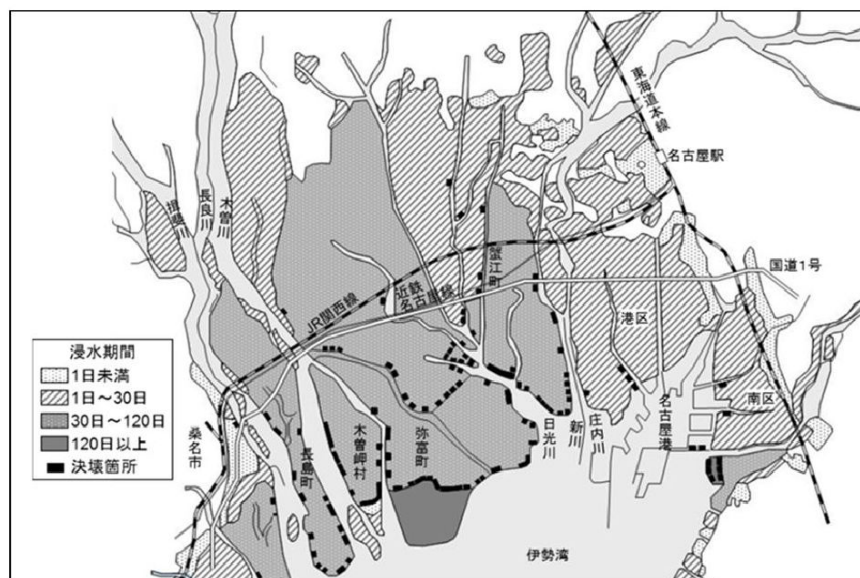
またアクションプランの策定により、取り組むべき内容を検討する段階から、取り組みを着実に実施し、広域避難を実現していく段階に移行したことから、はん濫域にある 3 市町村（津島市、蟹江町、飛島村）を新たに加え、8 市町村による広域避難実現に向けた組織「木曽三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を平成 28 年 10 月に設立した。さらに、令和 2 年 9 月には近畿日本鉄道(株)、養老鉄道(株)、(一社)養老線管理機構及びオブザーバーとして中部運輸局が参画している。本プロジェクトでは、3 市町村拡大に伴うアクションプラン等の拡充を図るとともに、各市町村による取り組みの発信や、市町村の枠を越え地域全体で検討すべき内容に関する意見交換を行うことで、地域社会における社会的気運の醸成を図りつつ、適時・的確な広域避難誘導の実現に向けた計画を策定していくこととしている。令和 2 年 8 月には、「高潮・洪水災害広域避難計画」として第 1 版を策定した。

なお、濃尾平野海拔ゼロメートル地帯においては、平成 18 年度より「東海ネーデルラント高潮・洪水地域協議会」において計画規模を超える高潮や洪水による被害の最小化を目指した検討を重ねるとともに、連携して行動する際の「規範となるよう定めた計画」として、「危機管理行動計画」を策定しており、広域避難実現プロジェクトとの連携も図っているところである。

(4) 水防災に対する地域特性

木曾三川下流部が抱える水害に対する地域特性は以下のとおりである。このような中、洪水・高潮による犠牲者ゼロを目指し、沿川8市町村と連携し、「木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を設立し、検討と計画の策定を進めてきたため、自治体間での危機意識の共有が図れている。

- ① 我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置するため、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、下記が想定される。
 - ・ 広い範囲にわたって浸水被害が生じるおそれ
 - ・ 浸水被害が長期化するおそれ（伊勢湾台風では最長 120 日以上浸水）
 - ・ 下流部市街地で甚大な被害が想定



伊勢湾台風による決壊箇所と浸水状況

出典：伊勢湾台風復旧工事誌上巻

- ② 昭和 34 年に発生した伊勢湾台風以降、大規模な浸水被害を伴う水害が発生していないため、下記が想定される。
 - ・ 水害を経験した職員・水防団員の少数化、高齢化
 - ・ 水害や地理的特性（海拔ゼロメートル地帯）に対する住民の意識が希薄

4. 現状の取組状況と課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。

本協議会では、平成 27 年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風における洪水・高潮により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提とした上で、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年 8 月台風 10 号、平成 30 年 7 月豪雨等の水害を教訓としつつ、各構成機関における現状の取組状況と課題を次の 5 つに区分し、抽出した。

- 1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題
 - ・ 情報伝達・避難計画等に関する事項
 - ・ 避難に資する整備等に関する事項
- 2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題
 - ・ 住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- 3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題
 - ・ 水防活動・水防体制に関する事項
 - ・ 市町村庁舎等の水害時における対応に関する事項
- 4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題
 - ・ 氾濫水の排水に関する事項
- 5) 河川管理施設等の整備に関する取組の現状と課題
 - ・ 河川整備等に関する事項
 - ・ その他防災・減災に資する整備に関する事項

区分毎、各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	洪水予報の提供	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 雨量の状況、河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（木曽川下流河川事務所・地方気象台共同）を発表し、自治体等へ伝達 川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 各市町村において、洪水予報について、地域防災計画等に位置付け <u>・水害リスクラインを公表</u> <u>・洪水の危険度分布（キキクル）をはじめとする情報の提供</u> <u>・素早く必要な気象情報を閲覧できるような気象庁 HP のリニューアル</u> <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 発表している内容や用語等の情報が分かりにくい 公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない 洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに対し、住民の理解の向上が必要 <u>・洪水時のダム操作など防災施設の機能等について住民の理解が必要</u> <u>・警戒レベル相当情報の見直し</u> 	1-A
		ホットラインの実施	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 木曽川下流河川事務所から首長に対し、直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、情報伝達（ホットライン）を実施 各市町村において、ホットラインの位置付けについて役所内に周知 気象台において、ホットラインによる即時的な解説、助言を実施 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が必要 ホットラインの訓練が一部未実施 	1-B

事項	項目	内容	現状・課題	
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	タイムラインの策定	現状	1-C
			課題	
	避難指示等の発令	避難指示等の発令	現状	1-D
			課題	
			課題	1-E
広域避難	避難場所の指定状況	避難場所の指定状況	現状	1-F
			課題	

事項	項目	内容	現状・課題	
広域避難	広域避難	<u>大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組</u>	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会（TNT）において、大規模台風による高潮・洪水に対する広域避難等に係る検討を重ねている</u> 課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難先、避難誘導の方法、避難の手段、避難に必要な協定・設備等の多岐にわたる調整が必要</u> ・ <u>地域防災計画等への反映等、実効性の確保が課題</u> ・ <u>広域避難の必要性について、さらなる周知が必要</u> 	1-G
		避難誘導の主体	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導は市町村職員、消防団、自主防災組織、自治体、警察等が担っている ・ <u>地域防災計画に誘導體制について記載</u> ・ <u>避難訓練を通じて消防団の誘導體制の確立を促進</u> 課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある ・ 豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる ・ <u>車の誘導、渋滞への対策として、交通整理や交通規制等の必要性が考えられる</u> 	1-H

事項	項目	内容	現状・課題	
避難に資する整備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、防災行政無線、広報車、避難に用いるバスを整備・確保 ・<u>市有バス、民間バスによる区域外への避難訓練を実施</u> ・<u>鉄道等の事前運休に関する影響を検討（取組事例）</u> <p><u>桑名市：三重交通と相互支援・協力協定を締結（R2.8）</u></p> <p><u>愛西市：市有バスや民間バスによる区域外への避難訓練の実施</u></p> <p><u>木曾岬町：広域避難訓練を実施して、いなべ市の一時滞在施設に移送（対象者：要配慮者）（R1.9）</u></p> <p><u>蟹江町：鉄道等の事前運休に関する影響検討</u></p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難におけるバス利用のニーズの把握が必要 ・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要 ・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要 	1-I

事項	項目	内容	現状・課題	
避難に資する設備等の整備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	避難に関する協定締結	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>H28 の段階で全市町村が近隣市町と協定を締結</u> ・ <u>企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結</u> <u>(取組事例)</u> <p><u>津島市：民間協力に関する新たな取組として、市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結</u></p> <p><u>桑名市・愛西市・海津市：</u> <u>「災害時における相互応援協定」に基づき、海津市民を非常時に「多度公民館」、「多度中小学校」に一時避難</u></p> <p><u>桑員 2 市 2 町：「浸水時における広域避難に関する協定」により桑名市・木曾岬町の住民をいなべ市・東員町へ避難</u></p> <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所使用等に関する協定の締結推進が必要 ・ 受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要 ・ 広域避難の全体最適を求める際の、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要 	1-J
	避難に資する設備等の整備状況	避難に資する設備等の整備状況	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全市町村が防災行政無線、看板などの拡充を実施</u> <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の拡充<u>及び</u>、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり ・ <u>設置した設備に対して改善点の検討</u> 	1-K

2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	想定される浸水リスクの周知	浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所において、計画規模降雨を対象とした浸水想定区域図及び高潮・洪水氾濫が発生した場合の様子をシミュレーションで確認できる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」をHPで公表 県では、想定最大規模の外力に対する高潮の浸水想定区域図を公表 各市町村において、洪水等ハザードマップを作成し、配布 気象台において、ハザードマップ策定に関する助言を実施 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨による洪水等の浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定が必要 水害リスク情報の空白地帯が存在する 	2-A
	住民等への情報伝達	住民等への情報提供	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 雨量・水位等の情報や避難情報を様々なツールで提供 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客（外国人等）への提供が必要 	2-B
	住民等への情報伝達	CCTVカメラ映像の提供	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> CCTVカメラ映像の一部を、河川管理者、ダム管理者においてHPで公開 一部の市町村において、河川管理者等のHPとリンクし公開 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> より多くのCCTVカメラ映像の公開と高度化、情報の入手、活用方法の周知 より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり 	2-C

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する広報	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木曽川下流河川事務所 HP において、の位置や避難のタイミング、避難経路を入力することで、その場で範囲的な避難シミュレーションを実施することができる「木曽三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」等を公開 ・ 市町村において避難に関するさまざまな広報を実施 ・ 気象庁 HP の「知識・解説」において、水害に関する防災気象情報の活用例などを掲載 ・ ダム情報について、情報表示盤に表示 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難が必要と思われる場合の早期段階における住民避難の促進のための広報のあり方、戦略を検討することが必要 ・ 広域避難に伴う早期避難に対する住民受容、理解促進を図ることが必要 ・ 地域の水災害リスク、広域避難の必要性に関する理解、主体的な意思決定による広域避難や日頃からの備えの促進を図ることが必要 ・ より有効な意識啓発や共助支援のための資料・ツールの作成が必要 ・ 大規模水害に対する社会的気運を醸成するための意識啓発の実施が必要 	2-D

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する教育	現状	2-E
			<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村等において、避難に関する教育を実施 	
		課題	2-F	
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり 			
	避難に関する訓練	現状	2-G	
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会における訓練を支援 		
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・<u>地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</u> 	

3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
水防活動・水防体制に関する事項	河川水位等の情報提供等	水防警報の提供	現状	3-A
			<ul style="list-style-type: none"> ・木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け ・<u>各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定</u> ・<u>水害リスクラインを公表</u> ・<u>洪水の危険度分布（キキクル）をはじめとする情報の提供</u> 	
			課題	
			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>上記ツールが、十分に活用されるように周知が必要</u> 	

事項	項目	内容	現状・課題	
水防活動・水防体制に関する事項	水防活動の実施体制	水防活動の実施者	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 水防活動は消防団等が担っている <u>一部市町で消防団活動マニュアルの策定</u> <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている サラリーマン化による昼間の人員確保が困難 <u>避難誘導體制の検討が必要</u> 	3-B
	水防資機材の整備状況	水防資機材の備蓄状況	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所や市町村、県において、土のう袋やロープ、ブルーシートなどの水防資機材を水防倉庫に準備 <u>防災センターの整備、水防倉庫の拡充</u> <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 各機関の備蓄情報が共有されていない 資機材の提供ルールが定まっていない 	3-C
	重要水防箇所の公表等	重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所を木曾川下流河川事務所HPで公表 水防活動実施者との連携強化を図るため、合同巡視を実施 <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所の更なる周知が必要 	3-D
市町村庁舎の水害時における対応に関する事項	市町村庁舎の浸水対策	市町村庁舎の浸水対策の実施状況	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策を実施済み <u>輪中堤等の掘削、切土等を制限</u> <p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>浸水時の耐水対策の推進</u> <u>輪中堤の保全</u> 	3-E

4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
氾濫水の排水に関する事項	排水設備の操作・運用	排水設備の操作・運用状況	<u>現状</u> ・樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施	4-A
			<u>課題</u> ・排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有が必要	
	災害対策車両等の操作・運用	災害対策車両等の操作・運用状況	<u>現状</u> ・防災イベント等において排水ポンプ車や照明車等、災害対策車両の展示を実施 ・災害対策車両は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、操作に携わる職員等への操作訓練を実施し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保	4-B
			<u>課題</u> ・木曾川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への更なる周知が必要	
	排水計画	排水計画の策定状況	<u>現状</u> ・計画規模を上回る高潮・洪水による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「濃尾平野の排水計画」を策定	4-C
			<u>課題</u> ・より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要	

5) 河川管理施設等の整備に関する取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
河川整備等に関する事項	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	<u>現状</u> ・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施 ・ <u>透過型砂防堰堤等の整備を実施</u>	5-A
			<u>課題</u> ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり ・ <u>土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備</u>	
その他防災・減災に資する整備に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備状況	<u>現状</u> ・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施	5-B
			<u>課題</u> ・一部、天端の保護が未施工の区間あり	
その他防災・減災に資する整備に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備状況	<u>現状</u> ・高潮堤防補強等を実施 ・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施 (<u>城南防災 ST、白鷺防災 ST、源録防災 ST、高畑防災 ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点</u>)	5-C
			<u>課題</u> ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要	

5. 減災のための目標

木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置することから、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、広範囲かつ長期にわたって浸水被害が生じるおそれがあるとともに、市街地での人的被害や海水の影響による農業への被害を含む社会経済被害などが想定される。そのため、防災訓練や防災教育の実施、住民一人一人の避難行動の認識の徹底、被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについても検討を実施する。令和7年度までに、木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指すものとする。

【5 年間（令和 7 年度まで）で達成すべき目標】

木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体等と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指す。

※大規模な水害：

想定し得る最大規模の降雨に伴う高潮・洪水による氾濫被害

※人的被害の最小化：

大規模な水害が発生した際の人的被害を少しでも軽減

※社会経済被害の最小化：

大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また上記目標達成に向け、今後概ね 5 年間で河川管理者が実施するハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）に加え、木曾三川下流部において、次の項目を 3 本柱とした取組を実施する。

- 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組
- 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

6. 概ね 5 年間で実施する取組

昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は以下のとおり。

※主な取組項目に記載する英字は、「4. 現状の取組状況と課題」との関連を示す。

※取組機関は以下のとおりとする。

河川管理者：木曾川下流河川事務所

市町村：海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、飛島村、桑名市、木曾岬町

県：岐阜県、愛知県、三重県

気象台：岐阜地方気象台、名古屋地方気象台、津地方気象台

ダム管理者：~~木曾川上流河川事務所~~（独）水資源機構中部支社

実現プロジェクト：木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト

TNT：[東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会](#)

流域治水：[木曾川水系流域治水プロジェクト](#)

1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組

	主な取組項目	目標時期	取組機関
1-A	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施</u> ・ <u>地域防災力の向上のための人材育成</u> ・ <u>防災施設の機能に関する情報提供の充実</u> ・ <u>浸水実績等の周知</u> ・ <u>災害リスクの現地表示</u> ・ <u>洪水予報や河川水位の状況に関する解説</u> ・ <u>ICTを活用した洪水情報の提供</u> ・ <u>水害危険性の周知促進</u> ・ <u>避難計画作成の支援ツールの充実</u> ・ <u>ダム放流情報を活用した避難体系の確立</u> ・ <u>水害リスクラインの活用</u> ・ <u>住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底</u> <u>(マイタイムラインの作成)</u> ・ <u>避難指示の前倒し</u> ・ <u>鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成</u> 	令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 気象台 TNT
1-B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達（ホットライン）における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施 	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 気象台※ ※訓練のみ
1-C	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>タイムラインを活用した訓練の実施、課題抽出・改善</u> 	毎年実施	木曾下 市町村
1-D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木曾三川に係る市町村の避難指示等の発令状況について、木曾川下流河川事務所への発令状況伝達ルール確立 	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村※ ※ルール確立のみ
1-E	<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、<u>TNT</u>での取組 ・ 広域避難の意思決定タイミング ・ 意思決定体制・広報体制の確立 	引き続き実施	実現プロジェクト、 <u>TNT</u>
1-F	<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、<u>TNT</u>での取組 ・ 広域避難先の確保 ・ 避難経路の設定 ・ 逃げ遅れた住民の緊急避難誘導體制の確立 	引き続き実施	実現プロジェクト、 <u>TNT</u>

	主な取組項目	目標時期	取組機関
1-G	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村避難指示と連動したタイムラインの策定・運用 ・ 応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充 ・ 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表 	令和3年度～	TNT
1-H	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導體制の検討（地域防災計画の更新）と避難誘導者（消防職員、水防団員、警察官、市職員など）の訓練実施 ・ 渋滞への対策として交通整理、交通規制等、バスの調達などの大規模輸送の事前計画 	令和3年度～	市町村 関係機関※ ※訓練のみ
1-I	<p>「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難におけるバスの活用 ・ 広域避難における鉄道の活用 	引き続き実施	実現プロジェクト、 TNT
1-J	<p>「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難先の確保 ・ 避難経路の設定 	引き続き実施	実現プロジェクト、 TNT
1-K	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充 ・ 土地利用規制（災害危険区域等）地区からの移転の誘導 	引き続き実施 令和3年度～	市町村

2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
2-A	令和3年度～	河川管理者 木曾下 県
<ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表 水害リスク空白域の解消 	引き続き実施	市町村 気象台※ ※策定に関する助言
2-B	引き続き実施 令和3年度～	実現プロジェクト、 TNT 木曾下 市町村
<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組 観光客の避難誘導・支援の検討・体制確立 浸水実績等の周知 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実 災害リスクの現地表示 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県 ダム管理者
2-C	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県 ダム管理者
<ul style="list-style-type: none"> CCTV カメラ等の拡充と高度化、情報の入手、活用方法の周知、市町村 HP での公開の拡充 水位計の設置 	引き続き実施	実現プロジェクト、 TNT
2-D	引き続き実施	実現プロジェクト、 TNT
<ul style="list-style-type: none"> 広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立 地域住民の自助力・共助力の向上 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県 気象台 TNT
2-E	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県 気象台 TNT
<ul style="list-style-type: none"> 学校、自治会、定住外国人等に対する水害教育の拡充 住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底（マイタイムラインの作成等） 	引き続き実施	実現プロジェクト、 TNT 市町村
2-F	引き続き実施 令和3年度～	実現プロジェクト、 TNT 市町村
<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組 地域住民の自助力・共助力の向上 自主的危機回避行動（自主避難）の啓発活動 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県
2-G	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県
<ul style="list-style-type: none"> 円滑かつ迅速な避難に向けた関係機関が連携した避難訓練の実施 避難訓練への地域住民の参加促進 	引き続き実施 令和3年度～	

3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組

	主な取組項目	目標時期	取組機関
3-A	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施</u> ・ <u>洪水予測や河川水位の状況に関する解説</u> ・ <u>的確な気象情報の提供</u> ・ <u>防災気象情報の改善</u> ・ <u>避難指示の前倒し</u> ・ <u>鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成</u> 	令和3年度～	気象庁 河川管理者 木曾下 市町村 TNT
3-B	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進</u> ・ <u>水防関係者間での連携、協力に関する検討</u> 	令和3年度～	市町村 県
3-C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・ <u>重要水防箇所の見直し</u> 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村 県 ダム管理者
3-D	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施)</u> ・ <u>水防訓練の充実</u> 	令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ
3-E	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握</u> ・ <u>雨水ポンプの耐水対策の推進</u> ・ <u>市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)</u> ・ <u>浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全</u> 	令和3年度～	河川管理者 木曾下 市町村

主な取組項目		目標時期	取組機関
4-A	・ 浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県
4-B	・ 災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下
4-C	・ 排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施	適宜実施	河川管理者 木曾下 県
4-D	・ <u>地域 BCP 策定</u>	<u>令和3年度～</u>	市町村 県 TNT

4) 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）

主な取組項目		目標時期	取組機関
5-A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、パイピング対策の実施 ・ <u>本川と支川の合流部等の対策</u> ・ <u>流木や土砂の影響への対策</u> ・ <u>重要インフラの機能確保</u> ・ <u>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</u> ・ <u>災害時及び災害復旧に対する支援</u> ・ <u>河道掘削</u> ・ <u>堤防整備・強化</u> ・ <u>地震津波対策</u> ・ <u>樹木伐採</u> ・ <u>排水機場増強・新設</u> 	引き続き実施 <u>令和3年度～</u>	河川管理者 木曾下 市町村 県
5-B	・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県

主な取組項目		目標時期	取組機関
5-C	・迅速な防災活動に資するための防災活動拠点の整備	引き続き実施	河川管理者 木曾下
	・多数の家屋や重要施設等の保全対策	令和3年度～	市町村
	・防災活動拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりの実施	引き続き実施	河川管理者 木曾下 市町村 県
5-D	・適切な土地利用の促進	令和3年度～	木曾下
	・災害情報の地方公共団体との共有体制強化		市町村

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。また、広域避難など複数市町及び流域全体に係る課題が出た場合については、協議会を活用して取組を検討・実施していくこととする。

今後、本取組方針に基づき減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、取組の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じ、本取組方針の見直しを行う。また実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容、技術開発の動向等、また災害発生等の今後の社会経済状況の変化や施策変化を踏まえ、随時、取組方針を見直すこととする。

令和3年8月31日
木曾川下流水防災協議会

1. 平成28年度～令和2年度の取組方針と成果

- (1) 取組方針の概要
- (2) 平成28年度～令和2年度の主な取組成果

(1) 取組方針の概要

【背景】

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生したことを踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定された。

平成28年7月6日 木曾川下流水防災協議会 設立

※本会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会である

【目的】（規約第2条）

- ・関係市町村や県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフトを一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行い「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

【実施事項】（規約第5条）

- 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「木曾三川下流部の取組方針」の作成
- 3) 「木曾三川下流部の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(1) 取組方針の概要

平成28年10月18日 木曽川下流部の取組方針を策定

【木曽川下流部の取組方針】

○5ヶ年（平成32年まで）で達成すべき目標

木曽三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体等と連携し、

「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害 : 想定し得る最大規模の降雨に伴う高潮・洪水による氾濫被害

※人的被害の最小化 : 大規模な水害が発生した際の人的被害を少しでも軽減

※社会経済被害の最小化 : 大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態



○上記目標達成に向けた3本柱の目標

- 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組
- 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

○今後5年間で河川管理者が実施するハード対策

（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）

赤字：継続項目
青字：達成項目

(2) 平成28年度～令和2年度の主な取組成果

- 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組
 - ・ 情報伝達（ホットライン）における事前内容の整理及び訓練の実施
 - ・ 避難指示等の発令状況をHPで一括公表及び一括公表に向けた発令状況伝達ルールの確立
 - ・ 気象情報等の伝え方の改善
 - ・ 広域避難の意思決定タイミング・意思決定・広報体制の確立（高潮・洪水災害広域避難計画（第1版））
 - ・ 市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインの策定
- 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組
 - ・ 最大規模の降雨による洪水等のハザードマップの策定・公表
 - ・ CCTVカメラ映像を河川管理者、ダム管理者においてHPで公開
 - ・ 県で、想定最大規模の外力に対する高潮の浸水想定区域図を公表
- 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組
 - ・ 市町村庁舎の浸水対策
 - ・ 各市町村において、木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定
- 4) 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）
 - ・ 流下不足区間での対策工実施
 - ・ 一部未施工な天端保護の実施
 - ・ 防災活動拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりの実施

2. 新たな（その他の）取組

- (1) 緊急行動計画の改定
- (2) 流域治水プロジェクト
- (3) 東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会
- (4) 木曾三川下流部緊急対策検討会

(1) 緊急行動計画の改定

平成31年1月29日 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- ・平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方（答申）

関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである。

➡ 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定

○主な取組内容

(1) 関係機関の連携体制

- ・国、都道府県管理河川で水防法に基づく協議会の設置
- ・多様な機関の協議会への参加
- ・防災体制、防災意識の啓発

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者施設における避難確保
- ・多機関連携タイムライン
- ・防災施設の機能に関する情報提供

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進
- ・共助の仕組みの強化
- ・マイタイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策の推進
- ・円滑な避難の確保（砂防堰堤等の整備）
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置

(3) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検
- ・水防に関する広報の充実

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定の推進

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善、耐水化の強化

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備
- ・土砂・洪水氾濫への対策（砂防堰堤、遊水池等）
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策
- ・本川と支川の合流部等の対策
- ・ダム等洪水調節機能の向上・確保
- ・重要インフラの機能確保

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・事前防災対策の推進
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化

(2) 流域治水プロジェクト

流域治水プロジェクトについて

【背景】

- 令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨など近年激甚な水害が頻発
- さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予測
- このような水害リスク増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要

流域治水プロジェクトを示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していくことが、国土強靱化年次計画2020、国土交通省「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」などにおいて示される。

流域治水協議会

【協議会設置の目的】

- 流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進。

(2) 流域治水プロジェクト

令和3年3月30日 全国すべての一級水系にて策定・公表

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトのとりまとめ（令和2年7月6日）を踏まえ、各一級水系において、国、流域自治体、企業等からなる流域治水協議会にて議論を進め、令和3年3月30日に全国109全ての一級水系にて策定、全国一斉に公表した。

流域治水プロジェクト ～一級水系(109水系)、二級水系(12水系)で策定・公表～

- 「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、今般、全国109の一級水系、12の二級水系で策定・公表しました。
- 本プロジェクトのポイントは、①様々な対策とその実施主体の見える化、②対策のロードマップを示すとともに各水系毎に河川事業などの全体事業費の明示、③協議会によるあらゆる関係者と協働する体制の構築を行ったことです。
- 今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図ります。

【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体を見える化

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備 等



河道掘削
(石狩川水系、北海道開発局)



公園貯留施設整備
(名取川水系、仙台市)



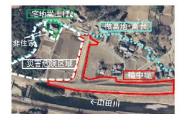
用水路の事前水位低下による雨水貯留
(吉井川水系、岡山市)

② 被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供 等



二線堤の保全・拡充
(庄川水系、大洲市)



災害危険区域設定
(久慈川水系、常陸太田市)



住宅地盤嵩上げに対する助成
(柳川水系、小松市)

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設 等



自主防災活動による重堤設置
(播磨川水系、たつの市)



避難訓練の支援
(五ヶ瀬川水系、高千穂町)



公園等を活用した高台の整備
(庄内川水系、名古屋市)

【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

- ・目標達成に向けた工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進

- 短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間(概ね5年間)
- 中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間(概ね10年～15年間)
- 中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間(概ね20～30年間)

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			初期	中期	中長期
知識を伝える仕組みで、減らす対策	河川資料	河川事務所、村営排水、市町村	→	→	→
	ため池等の活用	市町村	→	→	→
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの低いエリアへの居住誘導	市町村	→	→	→
	浸水防止施設	市町村	→	→	→
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	公園を再興した高台整備	市町村	→	→	→
	防災タイムラインの作成	町営排水、市町村	→	→	→

【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築



流域治水協議会開催の様子

- ・全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。
- ・地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進

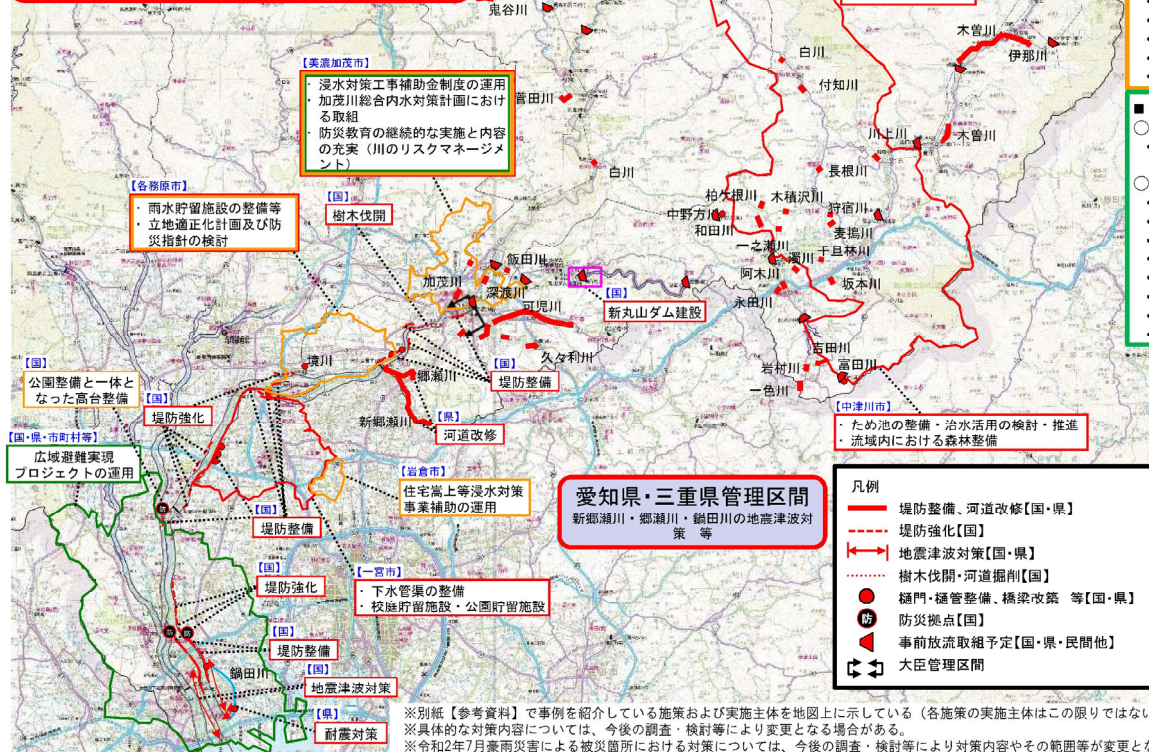
(2) 流域治水プロジェクト

木曽川水系木曽川流域治水プロジェクト【位置図】

～ゼロメートル地帯を擁する流域の壊滅的な被害を防止・軽減するための流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、木曽川流域においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 日本一のゼロメートル地帯など広大な低平地に人口・資産が集積する流域であり、水害リスクが高いことから、事前放流の取組や新丸山ダムの建設、流域の避難所としても活用できる福原・立田地区防災拠点の整備、雨水貯留浸透施設設置や設置補助等を実施する。
- これらの取組みにより、国管理区間においては、戦後最大の昭和58年9月洪水と同規模の洪水が発生しても安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。

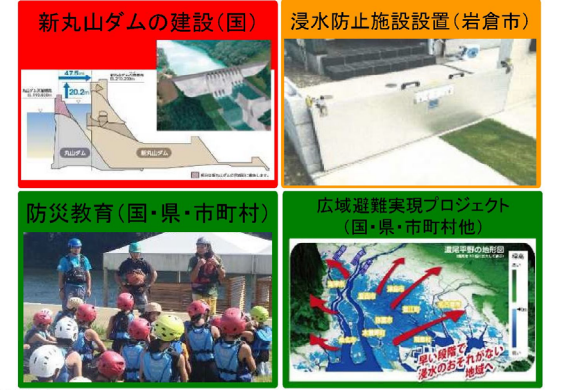
- #### 岐阜県管理区間
- 加茂川・可児川・久々利川・千目林川・飛騨川・馬瀬川・山之口川・大ヶ洞川・小坂川・大洞川・鬼谷川・菅田川・白川・付知川・川上川・長根川・柏ヶ根川・和田川・木積沢川・一之瀬川・狩宿川・妻搦川・深渡川・永田川・阿木川・濁川・坂本川・一色川・岩村川・吉田川・富田川・飯田川・中野方川・境川等の河道改修、河道掘削、ダム管理施設整備等



- #### 長野県管理区間
- 木曽川・伊那川・清川・西野川・黒川・菅川等の河道改修等
- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - 洪水氾濫対策
 - ・ 堤防整備、堤防強化、地震津波対策、樹木伐開、新丸山ダム建設等
 - 土砂災害対策
 - ・ 土砂災害対策(砂防関係施設の整備、治山施設の整備等)
 - 内水氾濫対策
 - ・ 下水管渠等の雨水排水網の整備、排水施設整備等
 - 流水の貯留機能の拡大
 - ・ 利水ダム等33ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(関係者:国、岐阜県、水資源機構、関西電力(株)、中部電力(株)など)
 - 流域の雨水貯留機能の向上
 - ・ 雨水貯留施設(家庭貯留施設、公園貯留施設等)の整備等
 - ・ 雨水貯留浸透施設設置補助制度
 - ・ 排水施設による予備排水
 - ・ ため池の整備・治水活用の検討・推進等
 - 流域内における森林整備

- #### 被害対象を減少させるための対策
- 水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫
 - ・ 立地適正化計画及び防災指針の検討
 - ・ 浸水の恐れのある地域における浸水対策工事補助金制度の運用
 - ・ 土地の開発指導等
 - ・ 住宅嵩上等浸水対策事業補助の運用(浸水防止壁設置補助等)
 - ・ 公園整備と一体となった高台整備

- #### 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- 土地の水災害リスク情報の充実
 - 水災害リスク情報の空白地帯の解消(洪水・内水・高潮・ため池・土砂災害等HMの策定・周知)
 - 避難体制等の強化
 - ・ ハザードマップやタイムラインの見直し・作成支援
 - ・ 防災教育の継続的な実施と内容の充実
 - ・ 水防団等による水防訓練の実施
 - ・ 危機管理型水位計等・河川監視カメラ設置・増設
 - ・ 無線、アプリ、WEB等を用いた防災情報の発信(マスコミ連携含む)
 - ・ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成推進・支援
 - ・ 確実かつ効率的な水防活動に向けたハード整備や関係機関と連携した訓練等の実施
 - ・ 木曽三川下流部広域避難実現プロジェクトの運用



- #### 凡例
- 堤防整備、河道改修【国・県】
 - - - 堤防強化【国】
 - 地震津波対策【国・県】
 - 樹木伐開・河道掘削【国】
 - 樋門・樋管整備、橋梁改修等【国・県】
 - 防災拠点【国】
 - 事前放流取組予定【国・県・民間他】
 - 大臣管理区間

※別紙【参考資料】で事例を紹介している施策および実施主体を地図上に示している(各施策の実施主体はこの限りではない)。
 ※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※令和2年7月豪雨災害による被災箇所における対策については、今後の調査・検討等により対策内容やその範囲等が変更となる場合がある。

(2) 流域治水プロジェクト

木曽川水系長良川流域治水プロジェクト【位置図】

～ゼロメートル地帯を擁する流域の壊滅的な被害を防止・軽減するための流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水による甚大な被害が発生したことを踏まえ、長良川流域においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 日本一のゼロメートル地帯など広大な低平地に人口・資産が集積する流域であり、水害のリスクが高いことから、事前放流や遊水地整備、流域の避難所としても活用できる福江地区防災拠点の整備、輪中堤の保全等を実施する。
- これらの取り組みにより、国管理区間においては、戦後最大の平成16年10月洪水と同規模の洪水が発生しても安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - 洪水氾濫対策
 - ・ 堤防整備、堤防強化、地震津波対策、樹木伐開、河道掘削、横断工作物の改築、遊水地整備、高潮堤防整備、地震津波対策 等
 - 土砂災害対策
 - ・ 土砂災害対策（砂防関係施設の整備、治山施設の整備 等）
 - 内水氾濫対策
 - ・ 遊水地・調整地整備、下水道（雨水管渠）等の雨水排水網の整備、排水施設整備 耐水化対策 等
 - 流水の貯留機能の拡大
 - ・ 利水ダム等3ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：岐阜県、中部電力(株)など）
 - 流域の雨水貯留機能の向上
 - ・ 境川流域における総合治水対策特定河川事業の実施
 - ・ 雨水貯留施設の整備
 - ・ 雨水貯留浸透施設設置補助制度の運用
 - ・ 耕作放棄地を活用した田んぼダムとしての利活用検討
 - ・ 流域内における森林整備

- 被害対象を減少させるための対策
 - 水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫
 - ・ 立地適正化計画及び防災指針の検討
 - ・ 土地の開発指導等
 - 浸水範囲の限定・氾濫水の制御
 - ・ 輪中堤の保全

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - 土地の水災害リスク情報の充実
 - 水災害リスク情報の空白地帯の解消（洪水・内水・高潮・ため池・土砂災害等HMの策定・周知）
 - 避難体制等の強化
 - ・ ハザードマップやタイムラインの見直し・作成支援
 - ・ 防災教育の継続的な実施と内容の充実
 - ・ 水防団等による水防訓練の実施
 - ・ 危機管理型水位計等・河川監視カメラ設置・増設
 - ・ 無線、アプリ、WEB等を用いた防災情報の発信（マスコミ連携含む）
 - ・ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成推進・支援
 - ・ 確実かつ効率的な水防活動に向けたハード整備や関係機関と連携した訓練等の実施
 - ・ 木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトの運用

岐阜県管理区間
 長良川・伊自良川・板屋川・鳥羽川・福富川・石田川・関川・吉田川・津保川・小那比川・犀川・新荒田川・境川・五六川・桑原川・阿多岐川・板取川・神洞川・武橋川・天神川・山田川・政田川・長護寺川・荒田川・正木川等の河道改修、内ヶ谷ダム建設、ダム管理施設整備 等



※別紙【参考資料】で事例を紹介している施策および実施主体を地図上に示している（各施策の実施主体はこの限りではない）。
 ※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※令和2年7月豪雨災害による被災箇所における対策については、今後の調査・検討等により対策内容やその範囲等が変更となる場合がある。

(2) 流域治水プロジェクト

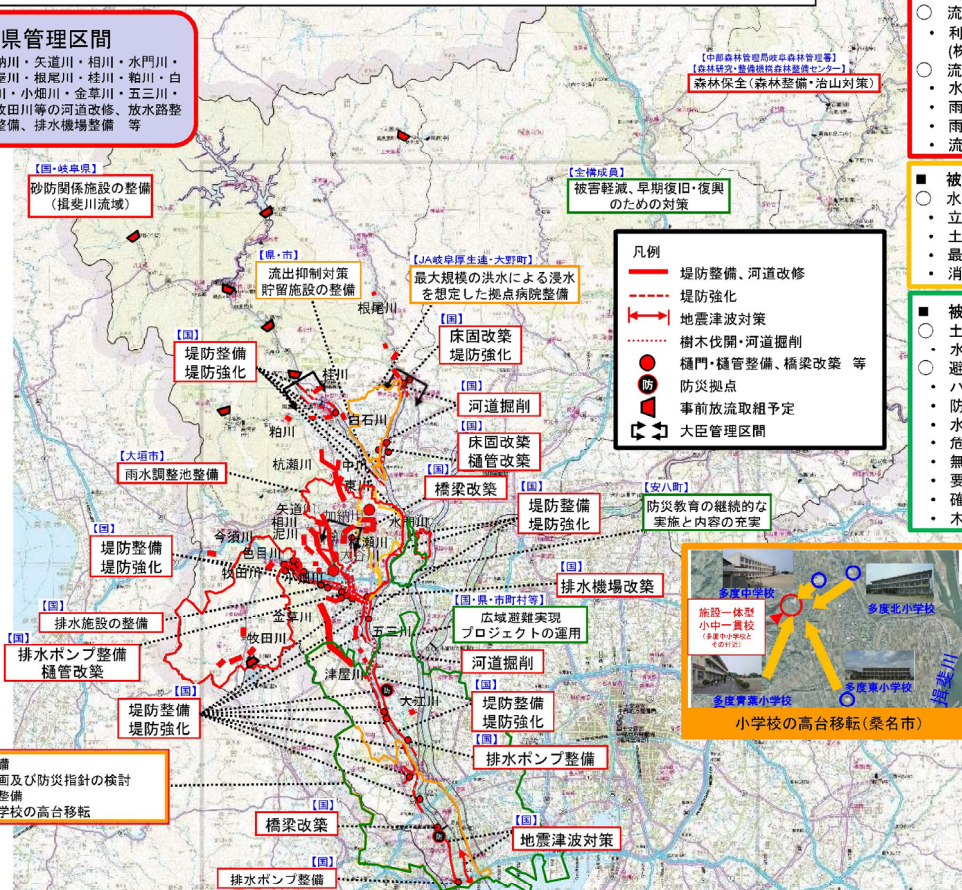
木曾川水系揖斐川流域治水プロジェクト【位置図】

～ゼロメートル地帯を擁する流域の壊滅的な被害を防止・軽減するための流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、揖斐川流域においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 日本一のゼロメートル地帯など広大な低平地に人口・資産が集積する流域であり、水害リスクが高いことから、事前放流や水門川流域特定構造物改築事業や流域の避難所としても活用できる福島・高須地区防災拠点の整備、流出抑制対策等を実施する。
- これらの取り組みにより、国管理区間においては、戦後最大の昭和50年8月洪水及び平成14年7月洪水と同規模の洪水が発生しても安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。

岐阜県管理区間

杭瀬川・東川・加納川・矢道川・相川・水門川・泥川・大谷川・津屋川・根尾川・桂川・粕川・白石川・中川・色目川・小畑川・金草川・五三川・大江川・今須川・牧田川等の河道改修、放水路整備、調整地整備、排水機場整備等

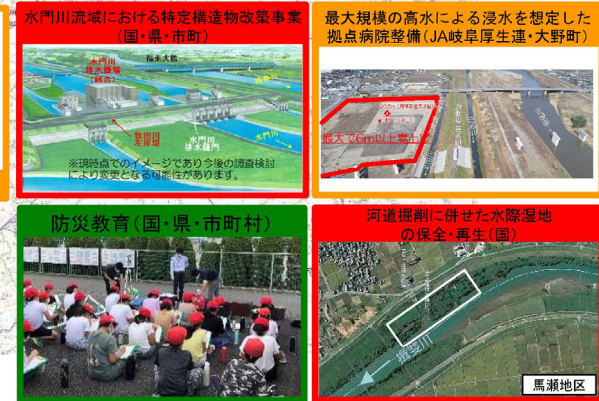


- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - 洪水氾濫対策
 - ・ 河道掘削(に併せた水際湿地再生)、樹木伐開、横断工作物の改築、堤防強化、堤防整備、地震津波対策、防災拠点整備等
 - 土砂災害対策
 - ・ 土砂災害対策(砂防関係施設の整備、治山施設の整備 等)
 - 内水氾濫対策
 - ・ 雨水排水網の整備、排水施設整備 等
 - ・ 流水の貯留機能の拡大
 - ・ 利水ダム等9ダムにおける事前放流等の実施、体制構築 (関係者: 国、水資源機構、中部電力(株)、イビデン(株)など)
 - 流域の雨水貯留機能の向上
 - ・ 水門川流域における総合治水対策特定河川事業の実施
 - ・ 雨水貯留施設整備(雨水調整池等)
 - ・ 雨水貯留浸透施設設置補助制度
 - ・ 流域内における森林整備

- 被害対象を減少させるための対策
 - 水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫
 - 立地適正化計画及び防災指針の検討
 - 土地の開発指導等
 - 最大規模の洪水による浸水を想定した拠点病院の地盤嵩上げ
 - 消防本部・小学校の高台移転、津波避難施設整備

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - 土地の水災害リスク情報の充実
 - 水災害リスク情報の空白地帯の解消(洪水・内水・高潮・ため池・土砂災害等HMの策定・周知)
 - 避難体制等の強化
 - ・ ハザードマップやタイムラインの見直し・作成支援
 - ・ 防災教育の継続的な実施と内容の充実
 - ・ 水防団等による水防訓練の実施
 - ・ 危機管理型水位計等・河川監視カメラ設置・増設
 - ・ 無線、アプリ、WEB等を用いた防災情報の発信(マスコミ連携含む)
 - ・ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成推進・支援
 - ・ 確実かつ効率的な水防活動に向けたハード整備や関係機関と連携した訓練等の実施
 - 木曾三川下流域広域避難実現プロジェクトの運用

※別紙【参考資料】で事例を紹介している施策および実施主体を地図上に示している(各施策の実施主体はこの限りではない)。
 ※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※令和2年7月豪雨災害による被災箇所における対策については、今後の調査・検討等により対策内容やその範囲等が変更となる場合がある。



(2) 流域治水プロジェクト

主なソフト対策事例

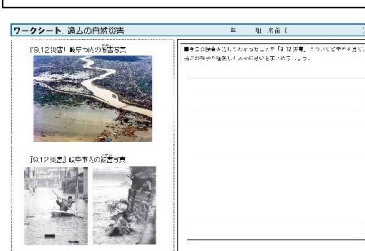
防災教育

- 学校や教育委員会と連携した防災教育の充実のために、出前授業に加え、教材作成等を実施。
- 子どもたちと行政で、「防災教育で学んだこと」、「大水害に備えて行政と子どもたちにできること」をテーマにパネルディスカッションを行うシンポジウムを開催。

国土交通省職員による出前授業



教材の提供(ワークシートの例)



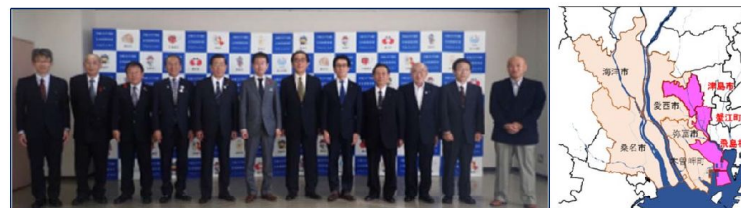
伊勢湾台風から60年 未来へつなげる防災教育子どもサミット
(令和元年11月開催)



木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト

木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトの設立

- 木曾三川下流部において高潮や洪水氾濫による大規模かつ広域な浸水被害が発生した場合でも、犠牲者をゼロにすることを目的に広域避難実現プロジェクトを平成28年度に設立。
- プロジェクトは木曾三川下流部沿線5市町村に氾濫域にある3市町村を加えた8市町村と木曾川下流河川事務所で構成。



木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難計画(第1版)の策定

- 浸水想定区域外への自主的な早期広域避難を促す「自主的な広域避難情報(広域避難の呼びかけ)」の発表及び実施体制をとりまとめた「木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難計画(第1版)」を令和2年8月に策定。
- 今後は、訓練等をおして計画をより実効性の高いものにするともに、「逃げ遅れた住民の緊急避難体制の確立」、「避難行動要支援者の避難」といった課題について検討。



(3) 東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会

令和2年4月24日 危機管理行動計画（第四版）を策定

【目的】

本会は、東海地方のゼロメートル地帯で計画規模を超える高潮や洪水による大規模且つ広域な浸水被害が発生した場合において、関係機関の連携などによって被害を最小化することを目的とする。

【事業】

1. 関係機関が連携して行動する際の規範となる計画（以下、「危機管理行動計画」という。）の策定
2. 危機管理行動計画の継続的な改善
3. 危機管理行動計画の周知及び広報
4. その他、地域協議会で定めた事項

(3) 東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会

令和2年4月24日 危機管理行動計画（第四版）を策定

危機管理行動計画の定義と位置付け

危機管理行動計画の定義

地球温暖化の影響等により、今まで想定してこなかった様な巨大災害の発生の恐れが高まっており、このような巨大災害に対応する危機管理の仕組みを構築していく必要がある。本行動計画は、東海地方の低平地で計画規模を超える高潮や洪水による大規模かつ広域な浸水被害が発生した場合に備えるため、TNT関係機関に必要なとされる行動を、現状の制度枠組みにとらわれないことと立てた行動計画であり、今後、TNT関係機関が連携して行動する際の「規範となるよう定めた計画」である。

とりまとめ方針

- ・大規模かつ広域的な水災の発生が予想される時から応急復旧が完了するまでの、望ましい行動をガイドライン的に記載。
- ・危機管理行動を適切に遂行するためのポイントを枠内で記載し、枠外に解説や参考事例を記載。
- ・TNT関係機関が連携して行動しなければならない事項を、網羅的に記載。
- ・危機管理行動を適切に遂行するために必要な、ハード及びソフトの整備も積極的に記載。
- ・現時点において十分な対応ができない事項や検討途上の事項も、留意事項として積極的に記載。

危機管理行動計画の位置付け

- ・各機関が各機関の計画の具体化を行うにあたり、広域的な危機管理行動全体との整合と機関を超えた認識の共有を図るもの。
- ・本行動計画は、TNT関係機関が連携して行動する際の「規範となるよう定めた計画」としてガイドライン的に記載したものである。今後、本行動計画が災害対策基本法や防災基本計画との整合性が図られるものとなった段階で、その主旨を踏まえて、各機関が各機関の判断により適宜、水防計画、防災業務計画、地域防災計画に反映する。
- ・実効性を持たせるには、本行動計画が災害対策基本法や防災基本計画等との整合性を図ることが必要なことから、今後、関係法令の改正等に向けた取り組みを行う。併せて社会情勢の変化への対応や法令等の制定・改定案を反映し、今後も継続的な検討を踏まえた見直しが必要であり、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」（必要に応じ作業部会-WG）を開催し、改善を目指す。

■危機管理行動計画改定のポイント

◇情報共有準備室・情報共有本部の明確化

- ・客観性を重視し、気象情報と過去の災害時の実績データとの比較により、**定量的な設置基準を設定**した。
- ・必要に応じてTNT関係機関に、避難活動の準備等を実施するにあたっての情報提供を行うものであり、**意思決定は行わない**。
- ・情報共有準備室の構成機関は中部地方整備局及び名古屋地方気象台とし、情報共有本部の構成機関は中部地方整備局、名古屋地方気象台、三県（愛知県・岐阜県・三重県）、一市（名古屋市）とした。

◇タイムラインの見直し

- ・全53機関を対象とした「**TNT関係機関タイムライン**」の作成。
- ・避難指示（緊急）をステージ1に前倒し。（避難勧告と同じ警戒レベル4）
- ・令和元年台風第19号襲来時の**東日本の鉄道計画運休等を踏まえた**タイムラインの見直し。

◇自主的危機回避行動（自主避難）

- ・定義を明確化：「**自治体の避難情報の発令以前に、浸水想定区域外の市町村にある指定された避難所以以外の親戚宅・知人宅等に避難すること**」
- ・TNTの想定浸水域内に位置する市町村に居住する住民を対象にしたアンケートから、TNT浸水想定区域内の自主的危機回避行動（自主避難）率を想定=**6.5%**。

◇TNT情報共有システム

- ・TNT関係機関で共有することが必要と考えられる情報を明確化し、TNT情報共有システム（試行版）を作成。

◇啓発活動（避難を促す取り組み）

- ・自主的危機回避行動（自主避難）を含む住民の主体的な避難を促すための取り組み事例を紹介。

◇地域BCPの考え方

- ・想定される被害・影響、対策への取り組み、及び対策の推進に向けた方策等について、「TNT大規模水害対策レポート01 社会経済の壊滅的被害回避方策」を策定。
- ・地域で社会・経済活動を営む企業BCPの視点だけでなく、**地域や企業を支える住民や従業員の生活の持続性をも踏まえた「地域BCP」**（事前対応を含む）の考え方を導入。
- ・復旧活動に不可欠な浸水区域の排水活動による浸水区域の推移（図）を作成。
- ・全国の企業による地域と連携したBCP関連活動の事例を紹介。

◇避難バス調達ルール

- ・市町村において広域避難を実施するための避難（臨時）バスの調達方策（案）を検討。

◇課題と検討状況

- ・第四版の策定までに残された課題について、現時点における検討状況を巻末に整理。

(4) 木曾三川下流部緊急対策検討会

国道1号（尾張大橋、伊勢大橋）の開口部対策

- 伊勢湾台風によって広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流域において、高潮などの水害に対するハード・ソフト対策を関係機関が連携して推進するための検討会を実施しました。
- 関係機関が連携して取り組むことを確認しました。

第1回 木曾三川下流部緊急対策検討会

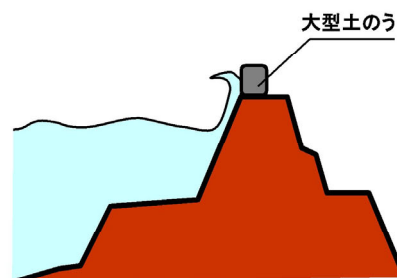
開催日：令和3年2月5日

会場：木曾川下流河川事務所（Web会議）

議題：尾張大橋・伊勢大橋周辺の
緊急対策について



開催状況



緊急対策の例
〈大型土のう積み〉

構成員

弥富市

桑名市

木曾岬町

名古屋国道事務所

三重河川国道事務所

木曾川下流河川事務所

愛知県海部建設事務所

三重県桑名建設事務所

愛知県蟹江警察署

三重県桑名警察署

3. 令和3年度からの取組内容

■ソフト対策の主な取組

- (1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組
- (2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組
- (3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

■ハード対策の主な取組

- (1) 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）

■ソフト対策の主な取組

(1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組

「1. 平成28年度～令和2年度の取組方針と成果」と「2. 新たな（その他の）取組」を踏まえ令和3年度以降の取組を下表に整理する。

赤字：今年度からの新たな取組内容

		おもな取組項目	取組機関			おもな取組項目	取組機関
1-A	緊急継続行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施 →①で詳細説明 ・地域防災力の向上のための人材育成 ・防災施設の機能に関する情報提供の充実 ・浸水実績等の周知 ・災害リスクの現地表示 ・洪水予報や河川水位の状況に関する解説 ・ICTを活用した洪水情報の提供 ・水害危険性の周知促進 →②で詳細説明 ・避難計画作成の支援ツールの充実 ・ダム放流情報を活用した避難体系の確立 ・水害リスクラインの活用 →③で詳細説明 	木曾下市町村TNT	1-F	ブ ロ 域 避 難 経 路 実 現	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難先の確保 ・避難経路の設定 ・逃げ遅れた住民の緊急避難誘導体制の確立 	実現プロジェクトTNT
	TNT	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底（マイタイムラインの作成） ・避難指示の前倒し ・鉄道計画連休等を踏まえたタイムラインの作成 		1-G	T N T	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村避難指示と連動したタイムラインの策定・運用 ・応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充 ・想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表 	TNT
1-B	緊急継続行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達（ホットライン）における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施 	木曾下市町村 気象台※ ※訓練のみ	1-H	緊急継続行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導体制の検討（地域防災計画の更新）と避難誘導者（消防職員、水防団員、警察官、市職員など）の訓練実施 ・渋滞への対策として交通整理、交通規制等、バスの調達などの大規模輸送の事前計画 	市町村 関係機関※ ※訓練のみ
1-C	緊急継続行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインを活用した訓練の実施、課題抽出・改善 	木曾下市町村	1-I	ブ ロ 域 避 難 経 路 実 現	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難におけるバスの活用 ・広域避難における鉄道の活用 	実現プロジェクトTNT
1-D	緊急継続行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・木曾三川に係る市町村の避難指示等の発令状況について、木曾川4下流河川事務所への発令状況伝達ルールの確立 →④で詳細説明 	木曾下市町村※ ※ルール確立のみ	1-J	ブ ロ 域 避 難 経 路 実 現	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難先の確保 ・避難経路の設定 	実現プロジェクトTNT
1-E	ブ ロ 域 避 難 経 路 実 現	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の意思決定タイミング ・意思決定体制・広報体制の確立 	実現プロジェクトTNT	1-K	緊急継続行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充 ・土地利用規制（災害危険区域等）地区からの移転の誘導 	市町村

①防災教育

○令和元年度の取組

【学校と連携した防災教育の教材作成と活用支援】

- ・モデル校として愛西市立立田中学校にて全4回にわたる防災・河川環境教育の試行授業を実施。(R1.6~10)
- ・試行授業を踏まえ、中学校を対象とした教材・資料集を作成。

テーマ1 地理的環境・治水の歴史から、地域を学ぶ			
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の地理的環境を知ることができる ・地域の治水の歴史を知り、先人に思いをはせながら、地域に関心・愛着を持つことができる 		
学習活動	指導上の留意点	評価の観点	
1.〈導入〉議題をたどる(10分)	○(1)アライド番号 ○教員の役割 ○生徒の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○(1) 2) 導入として、日本で発生した主な自然災害の一覧を提示し、毎年のように災害が各地で発生していることを示す。そのうえで、風水害と地震・津波の被害者数を提示し、どのような特徴があるかを考えさせる。 ・地震・津波はときどき大きな被害者がでる ・風水害は毎年のように被害者がでている 等 ○(3,4) 最近の風水害の事例を提示し、最近では大規模な水害が各地で発生していることを説明する。 ○(5) また、伊勢湾台風の様子を提示し、木曾三川下流部でも大規模な水害が発生したことを理解させる。 ○(6) 本時の課題を示す。 	
2.〈展開〉地形の変遷・治水の歴史から、地域の成り立ちを学ぶ(35分)	○(7) 濃尾平野の地形から、地形にどんな特徴があるか、この地域で風水害が発生した場合は、どんな危険が生じうるかを考えさせ、理解度を高める。 <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 【A】地域の地理的特徴やその成り立ちを理解し、知識を身に付けている </td>	<ul style="list-style-type: none"> 【A】地域の地理的特徴やその成り立ちを理解し、知識を身に付けている 	
3.治水の歴史から、地域の成り立ちを理解する	○(8) 濃尾平野の地形の変遷から、木曾三川下流部は、かつては毒であったことを説明する。 <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 【B】地域の歴史的背景があったことを示す。そのうえで、江戸時代に入ってから、徳川家康の命により、木曾川の東側(左岸)に「御園堤」という堤防が築かれたことを説明し、なぜここに御園堤が築かれたかを考えさせる。 ・名古屋城(尾張藩)を洪水から守るため ・敵(豊臣家)の攻撃から守るため ○(14-16) 御園堤より西南では、変わらず洪水災害が発生していたこと、特に西方(揖斐川等)で多発していたことを説明する。そのうえで、木曾三川における西-東の扇型の構造を提示し、どのような特徴があるかを考えさせる。 ・西側ほど土地が低くなっている ・川の水深より低いところに家が建っている </td>	<ul style="list-style-type: none"> 【B】地域の歴史的背景があったことを示す。そのうえで、江戸時代に入ってから、徳川家康の命により、木曾川の東側(左岸)に「御園堤」という堤防が築かれたことを説明し、なぜここに御園堤が築かれたかを考えさせる。 ・名古屋城(尾張藩)を洪水から守るため ・敵(豊臣家)の攻撃から守るため ○(14-16) 御園堤より西南では、変わらず洪水災害が発生していたこと、特に西方(揖斐川等)で多発していたことを説明する。そのうえで、木曾三川における西-東の扇型の構造を提示し、どのような特徴があるかを考えさせる。 ・西側ほど土地が低くなっている ・川の水深より低いところに家が建っている 	

図 4-2 学習指導案



※スライドはA3サイズで作りだしたものを壁に貼っています。

図 4-3 板書計画案

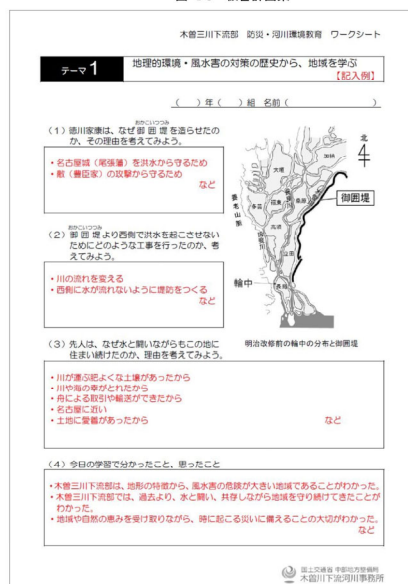


図 4-4 ワークシート

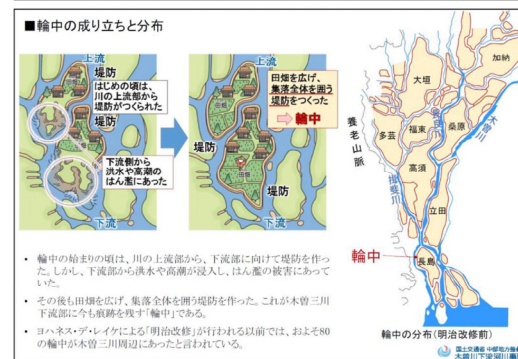
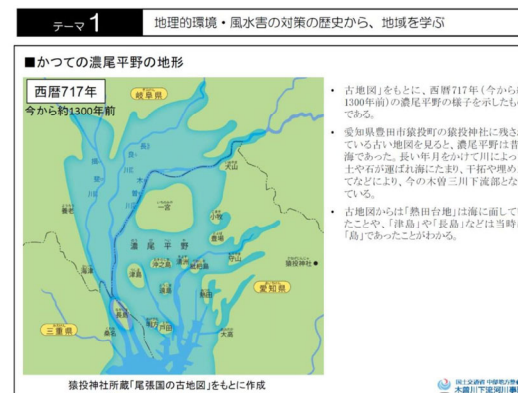
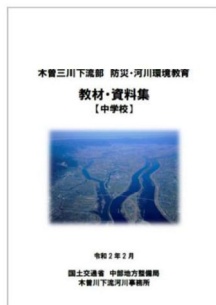


図 4-7 配布資料

①防災教育

○令和元年度の取組



本曾三川下流部 防災・河川環境教育 教材・資料集【中学校】

災害に強い持続可能な地域づくりのためには、次世代を担う子供たちへの「防災教育」が重要です。国土交通省本曾川下流河川事務所では、本曾三川下流部において大規模水害に備える主体的な意識を向上させるべく、「水防災意識社会再構築プロジェクト」に係る取り組みの一環として、学校における防災・河川環境教育の推進を図っております。

このたび、教科学習や総合的な時間、特別活動など、学校現場における防災・河川環境教育に資するべく、主に中学生を対象とした「本曾三川下流部 防災・河川環境教育 教材・資料集【中学校】」を作成しました。

■学習のねらいとテーマ

地域の成り立ちや風水害、治水の歴史をふまえ、風水害の危険性と防災対策に関する学習を通じて、地域から風水害による犠牲者ゼロを実現するために自分たちは何をすべきか、何ができるか。それを考え、災害から生き抜くための主体性を育むことを学習のねらいとしました。

また、各テーマでは、「アクティブ・ラーニング」の視点から、グループワークや調べ学習を積極的に導入しました。

- 【テーマ1】 地理的環境・治水の歴史から、地域を学ぶ**
 - ・地域の地理的環境を知ることができる
 - ・地域の治水の歴史を知り、先人に思いをはせながら、地域に関心・愛着を持つことができる
- 【テーマ2】 本曾三川の水害と防災対策を学ぶ（洪水災害編・高潮災害編）**
 - ・風水害の起こり方と危険性を知ることができる
 - ・治水（堤防やダムなどのハード対策）とその限界を知り、地域の防災対策に関心を持つことができる
- 【テーマ3】 風水害による犠牲者を地域からたたきださないための対応を考える**
 - ・風水害時（洪水・高潮災害）の対応や課題について考えることができる
 - ・風水害による犠牲者ゼロ実現のために、自分たちで何ができるかを考えることができる

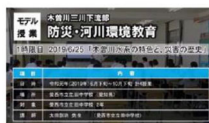
※教材・資料集の収録内容は、裏面をご確認ください。

■「本曾三川下流部 防災・河川環境教育」Webサイトのご紹介

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/xxxxxxxxx/index.html>

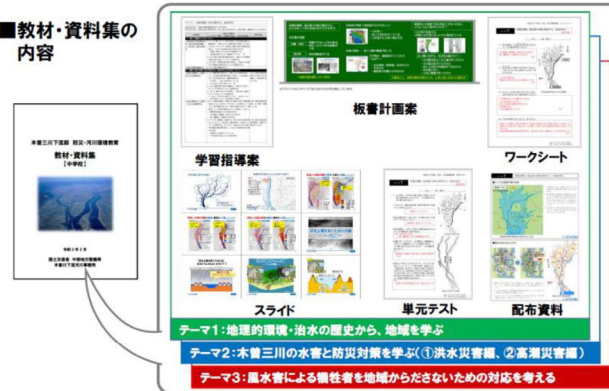
国土交通省本曾川下流河川事務所のホームページにて、「本曾三川下流部 防災・河川環境教育」のWebページを設けました。ここでは、教材・資料集の各種素材（pdf）をダウンロードできるほか、防災・河川環境教育を実施するにあたって、資料や情報収集の参考になるサイトの一覧表を掲載しています。

また、教材・資料集を作成するにあたって、愛西市立立田中学校で試行した授業の様子をダイジェスト動画で閲覧できます。



お問い合わせ先 国土交通省本曾川下流河川事務所 調査課 TEL.0594-24-5715 FAX.0594-24-0893

■教材・資料集の内容



■学習指導案・板書計画案

- 一般的な様式に依り、学習活動、指導上の留意点、評価の観点から構成しました。指導上の留意点については、学習活動に対応するパワーポイント集のスライド番号、教員の反応例、生徒の反応例をまとめています。
- 評価の観点については、新学習指導要領に基づく3つの観点〔A〕知識及び技能等、〔B〕思考力・判断力・表現力等、〔C〕学びに向かう力・人間力等〕からの評価の基準例を記載しました。

■ワークシート

- 各テーマの学習指導案に沿ったワークシートを準備しました。また、白黒印刷でも対応できる色使いとしています。

■スライド

- 学習指導案に沿ったスライド（パワーポイント）集です。
- アニメーション機能や動画を盛り込み、より視覚的に理解しやすいスライドを作成しました。
- 破地点毎の浸水シミュレーションや伊勢湾台風の画像などは、地域に合わせて選択できるようなスライドセットとしました。
- 各スライドについては、各スライドのノート部分に、スライドに示した図などの解説、アニメーションなどの操作説明に加え、学習指導案に即した指導上の留意点、発問案、生徒の反応例についても記載しました。



スライドのノートに解説などを記載

■単元テスト

- 各テーマの学習内容の習熟度を確認するための単元テストの事例です。

■配布資料

- テーマ内の各項目の内容を半ページずつまとめており、学習の内容や進捗状況にあわせて選択し、組み合わせてA4判の配布資料としてまとめることができるような構成としました。

- ここで紹介した各種教材・資料は、「本曾三川下流部 防災・河川環境教育」Webサイトにて閲覧できます。
- オリジナルファイルを収録したパッケージについては、本曾川下流河川事務所までお問い合わせください。

教材・資料集の紹介チラシ

①防災教育

○令和3年度の取組

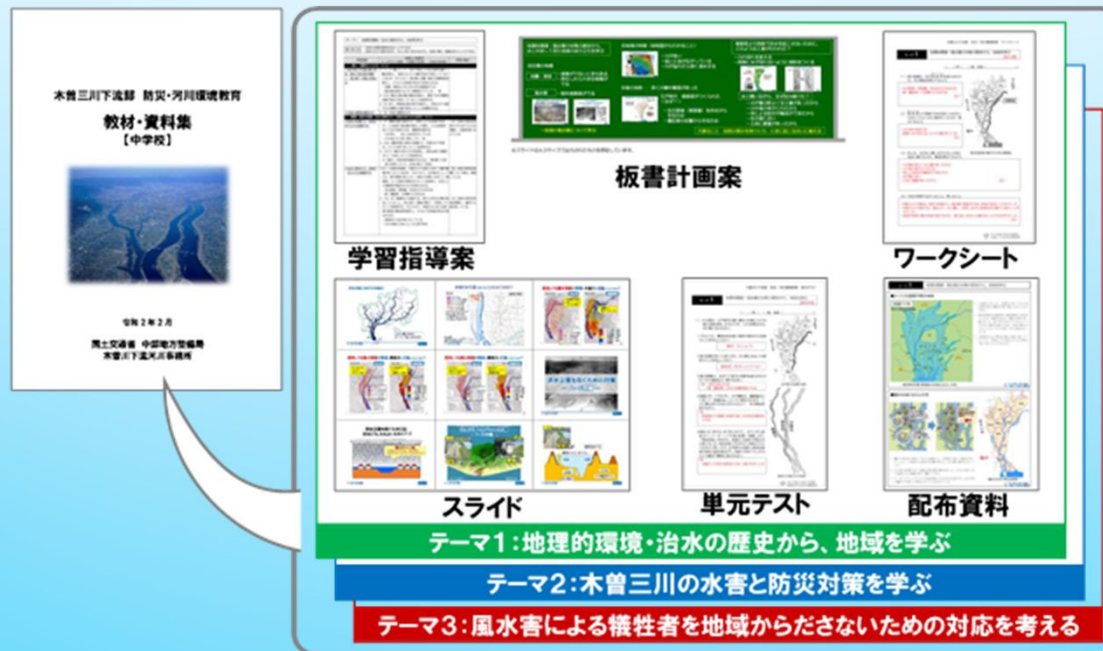
【アンケートの実施】

- ・木曾三川下流部の関係市町村（愛知県：津島市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村、岐阜県：海津市、三重県：桑名市、木曾岬町）から、各県1校（3県で3校）程度を選定し、生徒及び家庭を対象としたアンケートを実施

【教材・資料集のブラッシュアップ】

- ・アンケートや関係機関との意見交換を踏まえ、「教材・資料集」のブラッシュアップを行う。

➡ 作成した「教材・資料集」について、木曾三川下流部の市町村及び中学校に周知・共有



教材・資料集の内容

①防災教育

○マイ・タイムラインの推進

【背景】

マイ・タイムラインは、平成27年9月関東・東北豪雨における避難の遅れや避難者の孤立の発生を受けて、国、県、鬼怒川・小貝川沿江市町で構成される「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」の枠組みで様々な取り組みを進める中で、住民一人ひとりの単位で、水防災に関する知識と心構えを共有し、事前の計画等の充実を促すためのツールとして開発された。

【マイ・タイムラインとは】

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものである。

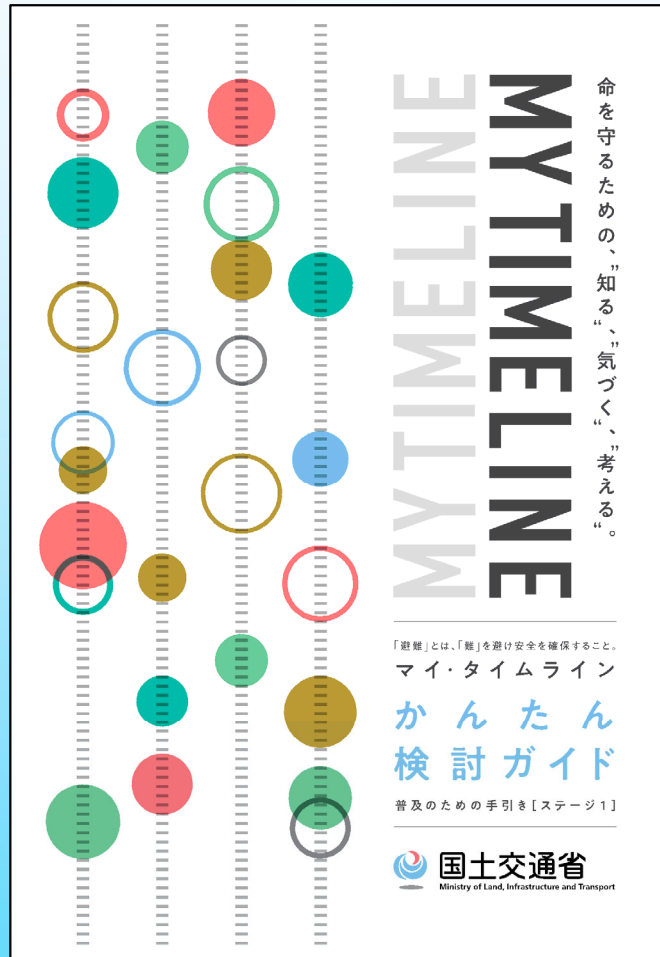
【マイ・タイムライン検討のポイント】

マイ・タイムラインの検討は、洪水ハザードマップ等を用いて居住地などの自ら関係する水害リスクや入手する防災情報を「知る」ことから始まり、避難行動に向けた課題に「気づく」ことを促し、どのように行動するかを「考える」場面を創出することが重要です。また、他者の意見等を参考に自分自身に置き換えて「気づく」こともあるため、ワークショップ形式による検討を推奨しており、行政は全力でそれら検討の支援を行うことが求められています。

①防災教育

○マイ・タイムラインの推進

マイ・タイムラインの更なる普及・啓発に向け、地方自治体の職員や地域のリーダー等が、マイ・タイムラインの意義や重要性を、住民等に分かりやすく伝えられるよう「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド」等を作成・公表。



マイタイムラインかんたん検討ガイド



小学生用マイタイムライン検討ツール（逃げキッド）

②川の防災情報

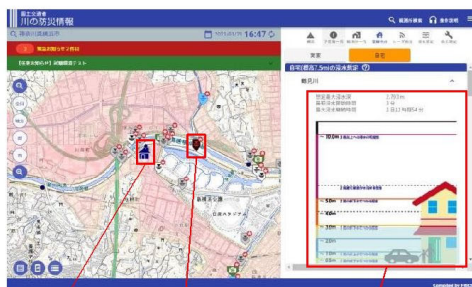
「川の防災情報」ウェブサイトをリニューアル！



別紙

全国の川の水位や洪水予警報、レーダ雨量、河川カメラ画像などをリアルタイムで提供している「川の防災情報」ウェブサイトを、3月23日(火)に全面リニューアルし、大雨時に必要となる川の情報をより分かりやすく、見つけやすく提供します。

身近な地点の情報に 簡単にアクセス



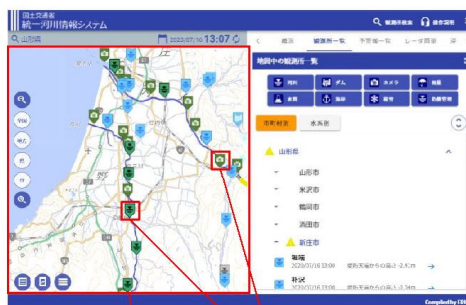
地点を登録

登録地点の
浸水想定を表示

近隣の観測所を登録

自宅や職場などの場所(最大3箇所)や確認が必要な観測所などを登録し、トップ画面や地図画面などをカスタマイズして、必要な情報を速やかに確認できるようになります。

地図を操作して 調べたい情報を検索



表示範囲の移動や拡大・縮小が容易にできる

観測所やカメラなどの
アイコンを選択して
情報を表示

地図画面をフルGIS化し、河川水位、洪水予報の発表状況、レーダ雨量、河川カメラ画像などのリアルタイム情報や、洪水浸水想定区域図などのリスク情報を1つの地図画面で表示できるようになります。

全国の洪水の危険度を 一目で確認



トップページの一番上に全国の洪水予報などの発表状況を掲載

全国で発表されている洪水予報やダム放流の状況など、危険が高まっている河川を一目で把握できるようになります。

※ 画面構成は一部変更となる場合があります



※ 「川の防災情報」URL: <https://www.river.go.jp> (3月23日リニューアル)

※ テストページURL: <https://test2-www.river.go.jp>

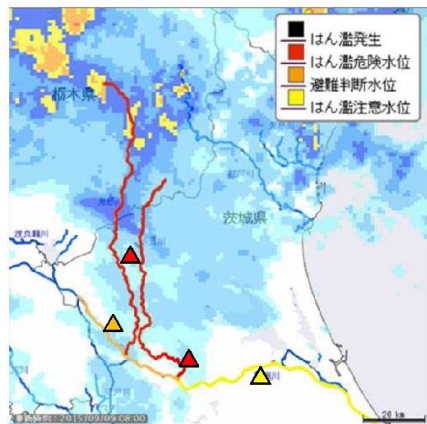
各コンテンツのURLも3/23に変更となります(新URLはテストページURLから“test2-”を除いたものです)

③水害リスクライン

- ・国土交通省では令和元年後から、災害の切迫感を分かりやすく伝える取組みの一つとして、上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる「水害リスクライン」による水位情報の提供を開始。
- ・「水害リスクライン」は、概ね200m毎の水位の計算結果と堤防高との比較により、左右岸別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を表示することが可能となるシステム。

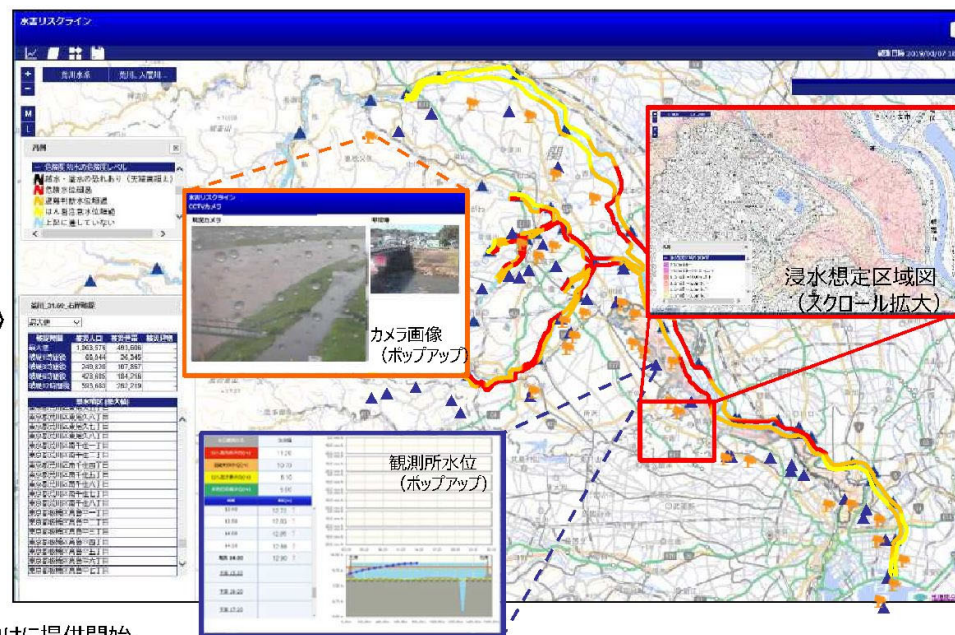
現行の洪水予報・危険度の表示

基準観測所の水位で代表して、一連区間の危険度を表示



水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示



- 令和元年6月19日から10水系において市町村等向けに提供開始。
- 令和元年9月11日から一般向けの提供サイトの運用を開始し、対象水系を50水系に拡大。
- 令和2年3月末時点で国が管理する全109水系で提供中。

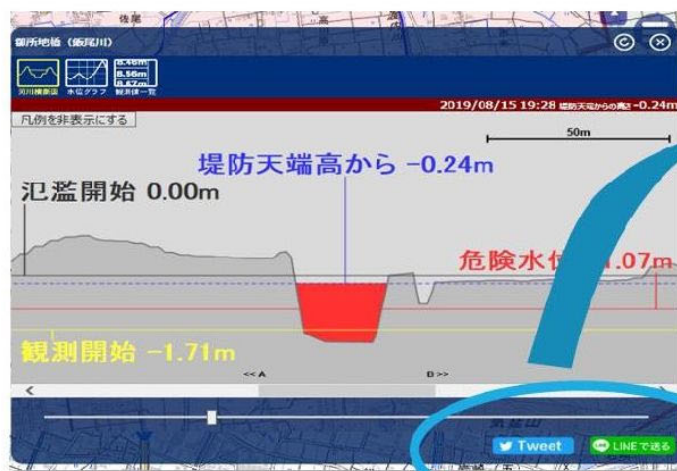
③水害リスクライン

- ・河川水位の状況をSNSで共有、家族、知人などに危険を知らせることができる、シェアボタンを河川情報サイト「川の水位情報」に追加

【「川の水位情報」へのシェアボタン追加イメージ】

「川の水位情報」サイト

SNSで共有



※シェアボタンにより、川の断面図などのイメージをSNS（LINE、Twitter）に投稿することで、川の水位情報や洪水の危険を家族、知人などと分かりやすく共有。

④災害対策法改正による避難情報の変更

- 令和3年3月5日に災害対策基本法改正が閣議決定され、防災情報を5段階に分類する大雨・洪水警戒レベルが改定された。

警戒レベル3【変更前】避難準備・高齢者避難開始 → 【変更後】**高齢者等避難**

警戒レベル4【変更前】避難勧告と避難指示(緊急) → 【変更後】**避難指示** に一本化

警戒レベル5【変更前】災害発生情報 → 【変更後】**緊急安全確保**

課題と背景		対応の方向性																																			
避難情報関係	<p>①警戒レベル4避難勧告で避難せず被災する人が多いが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示(緊急)の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また、両方が警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくい</p> <p>・住民ウェブアンケートでは、 - 避難勧告・指示両方の意味を正しく理解していたのは2割未満</p> <p>・市町村向けアンケートでは、 - 警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられ住民にわかりにくいとの回答が約7割</p>	<p>①避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化(現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する)</p> <p>②災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ</p> <p>③早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し</p>																																			
	<p>②現行の警戒レベル5「災害発生情報」は、とるべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していない</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>状況</th> <th>住民がとるべき行動</th> <th>行動を促す情報</th> <th>参考(現行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>災害発生 又は切迫</td> <td>命の危険 直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保!</td> <td>災害発生情報 (命を確保したときに発令)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"><警戒レベル4までに必ず避難!></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害のおそれ高い</td> <td>危険な場所から全員避難</td> <td>避難指示 (注)</td> <td>避難指示(緊急) 避難勧告</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難※2</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難準備・ 高齢者等避難開始</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況による</td> <td>自らの避難行動を確認</td> <td>大雨・洪水・高潮津波等 (気象庁)</td> <td>大雨・洪水・高潮津波等 (気象庁)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>今後気象状況悪化のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td>早期注意情報 (気象庁)</td> <td>早期注意情報 (気象庁)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)	5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保!	災害発生情報 (命を確保したときに発令)	<警戒レベル4までに必ず避難!>					4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)	避難指示(緊急) 避難勧告	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	2	気象状況による	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮津波等 (気象庁)	大雨・洪水・高潮津波等 (気象庁)	1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)
	警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)																																
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保!	災害発生情報 (命を確保したときに発令)																																	
<警戒レベル4までに必ず避難!>																																					
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)	避難指示(緊急) 避難勧告																																	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始																																	
2	気象状況による	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮津波等 (気象庁)	大雨・洪水・高潮津波等 (気象庁)																																	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)																																	
<p>③現行の警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は、名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備」から名称が始まるため、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくい</p> <p>・想定される浸水が深く、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対して、立退き避難しか勧告・指示することができない</p> <p>・高齢者等に早期避難を促すことができる明確な規定がない</p>	<p>・警戒レベル4避難指示で、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことを可能とする規定とし、屋内で安全確保することも促すことができるようにする</p> <p>・警戒レベル3で高齢者等に避難すべきタイミングである旨を情報提供し、早期避難を呼びかけることができる規定とする</p>																																				

④災害対策法改正による避難情報の変更

令和3年5月20日から

ひなんしじ
避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ自発的な行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で**危険な場所から避難**しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

ひなん「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等

小・中学校
公民館

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。
※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。
※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル
旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。
■想定最大浸水深

ここなら安全！

3つの条件が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等危険想定区域に入っていない(入っている…)
- ② 浸水深より居室は高い
- ③ 水がひくまで登壇でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃない…)

※①家屋倒壊等危険想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。
 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

新たな避難情報及び災害時の避難行動の周知用チラシ

(2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組

「1. 平成28年度～令和2年度の取組方針と成果」と「2. 新たな（その他の）取組」を踏まえ
令和3年度以降の取組を下表に整理する。

赤字：今年度からの新たな取組内容

		おもな取組項目	取組機関			おもな取組項目	取組機関
2-A	緊急継続 行動項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表 水害リスク空白域の解消 	木曾下 県	2-D	ブ 広 域 避 難 実 現 T N T	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立 地域住民の自助力・共助力の向上 	実現プロジェ クト TNT
		<ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定・公表 	市町村 気象台※ ※策定に関する 助言	2-E	緊 急 継 続 行 動 項 目 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 学校、自治会、定住外国人等に対する水害教育の拡充 	木 曾 下 市 町 村 県 気 象 台 TNT
2-B	緊急継続 行動項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> 浸水実績等の周知 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実 災害リスクの現地表示 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 	実現プロジェクト TNT 木 曾 下 市 町 村			T N T	
	ブ 広 域 避 難 実 現 T N T	<ul style="list-style-type: none"> 観光客の避難誘導・支援の検討・体制確立 		2-F	ブ 広 域 避 難 実 現 T N T	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の自助力・共助力の向上 自主的危機回避行動（自主避難）の啓発活動 	実現プロジェ クト TNT 市 町 村
2-C	緊急継続 行動項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> CCTV カメラ等の拡充と高度化、情報の入手、活用方法の周知、市町村 HPでの公開の拡充 水位計の設置 →①で詳細説明 	木 曾 下 市 町 村 県 ダ ム 管 理 者	2-G	緊 急 継 続 行 動 項 目 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 円滑かつ迅速な避難に向けた関係機関が連携した避難訓練の実施 避難訓練への地域住民の参加促進 	木 曾 下 市 町 村 県

①危機管理型水位計の設置

【目的】

洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（無給電で5年以上稼働）
- 省スペース(小型化)（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）
（水位計本体費用は、100万円/台以下）
- 維持管理コストの低減
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ通信コストを縮減）

開発された水位計の例

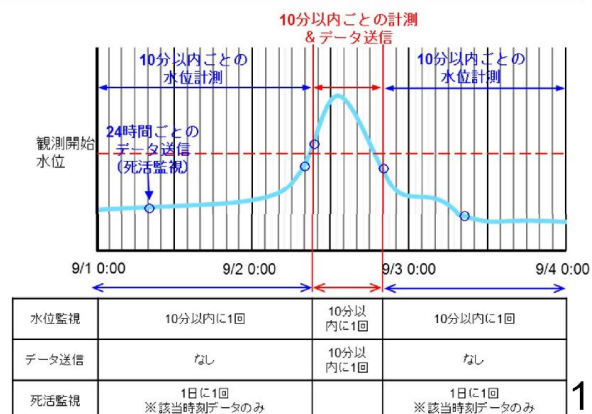
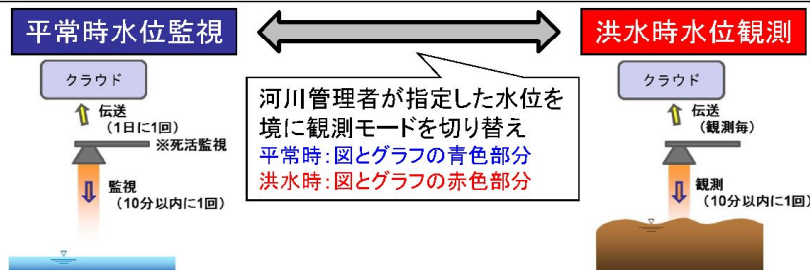


堤防に設置するタイプ
（ケーブル(計測器)を河川に入れて計測)

橋梁に設置するタイプ
（電波や超音波で河川に触れずに計測)

【水位観測方法】

一定の水位を超過した時に観測モードを切り替え、10分以内毎に水位データを送信。水位データはクラウドで閲覧可能。



(3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

「1. 平成28年度～令和2年度の取組方針と成果」と「2. 新たな（その他の）取組」を踏まえ令和3年度以降の取組を下表に整理する。

赤字：今年度からの新たな取組内容

		おもな取組項目	取組機関			おもな取組項目	取組機関
3-A	緊急継続項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 	気象庁 木曾下 県 TNT	3-C	緊急継続項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・重要水防箇所の見直し → ①で詳細説明 	木曾下 市町村 ダム管理者
	T N T	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 		3-D	緊急継続項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) ・水防訓練の充実 	木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ
3-B	緊急継続項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 ・水防関係者間での連携、協力に関する検討 	市町村 県	3-E	緊急継続項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 ・雨水ポンプの耐水対策の推進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) ・浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 	木曾下 市町村
		おもな取組項目	取組機関			おもな取組項目	取組機関
4-A	緊急継続項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化 	木曾下 市町村 県	4-C	緊急継続項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施 ・浸水被害の軽減地区の指定に向けた取組 	木曾下 県
4-B	緊急継続項目 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施 	木曾下	4-D	T N T	<ul style="list-style-type: none"> ・地域BCP策定 	市町村 県 TNT

①重要水防箇所

・重要水防箇所とは

「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、「重要水防箇所評定基準（案）」に基づき重要度によって評定されている。重要水防箇所は、堤防等の改修工事の進捗状況や堤防巡視により、毎年見直され修正される。

「重要水防箇所詳細図面」とは各河川ごとの重要水防箇所の位置の詳細を平面図に表したものである。その平面図の旗揚げ箇所は、「重要水防箇所評定基準（案）」に基づき評定された結果である。

・重要水防箇所の考え方

「重要水防箇所」は、その箇所の堤防の状態により「越水（溢水）」、「堤体漏水」、「基礎地盤漏水」などのいくつかの種別に分類されます。さらにその種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度と要注意区間に区分されます。

重点区間 : 水防時に重点的に巡視すべき区間で、重要度A、Bおよび要注意区間の中から設定

重要度A : 水防上もっとも重要な区間

重要度B : 水防上重要な区間

要注意区間 : 水防上注意を要する区間

①重要水防箇所

重要水防箇所評定基準（案）の見直し（平成31年2月27日改定）

水防活動の優先度の判断に資する情報を整理し、水防団等に提供することにより、水防活動を効率的・効果的に行うことができるようにすることが見直しの目的です。

- ・種別を想定する水防活動等のきっかけとなる現象で整理
- ・堤体漏水に関する新たな指標（堤防脆弱性指標^{t*}）等や水防団等の意見を導入 等

※これまでの改修の考え方を直ちに変更するものではありません

重要水防箇所評定基準（案）の概要

種別		真評定基準の概要
旧評定基準	新評定基準	
堤防高（流下能力）	越水（溢水）	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を要する現象で種別整理 ・堤防高と水位の関係から重要水防箇所を設定する（基準は従前と同様） ・水防団等が水防活動の優先順位を判断できる情報を整理し、情報を共有する
堤防断面、法崩れ・すべり、漏水	堤体漏水	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を要する現象で種別整理 ・「堤体漏水」に新たな指標（堤防脆弱性指標^{t*}：堤体内への水の浸透のしやすさ）を導入 ・その他水防団等との意見交換等により漏水の可能性箇所を抽出
	基礎地盤漏水	
水衝・洗堀	水衝・洗堀	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な箇所の抽出には、河川調査等により得られた情報等を参考とする。
工作物	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・現行と考え方に変更はないが、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高の評価については、「越水（溢水）」と整合させる
工事施工	工事施工	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のまま
新堤防・破堤跡・旧川跡	新堤防・破堤跡・旧川跡	
陸閘	陸閘	

■ハード対策の主な取組

(1) 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）

「1. 平成28年度～令和2年度の取組方針と成果」と「2. 新たな（その他の）取組」を踏まえ令和3年度以降の取組を下表に整理する。

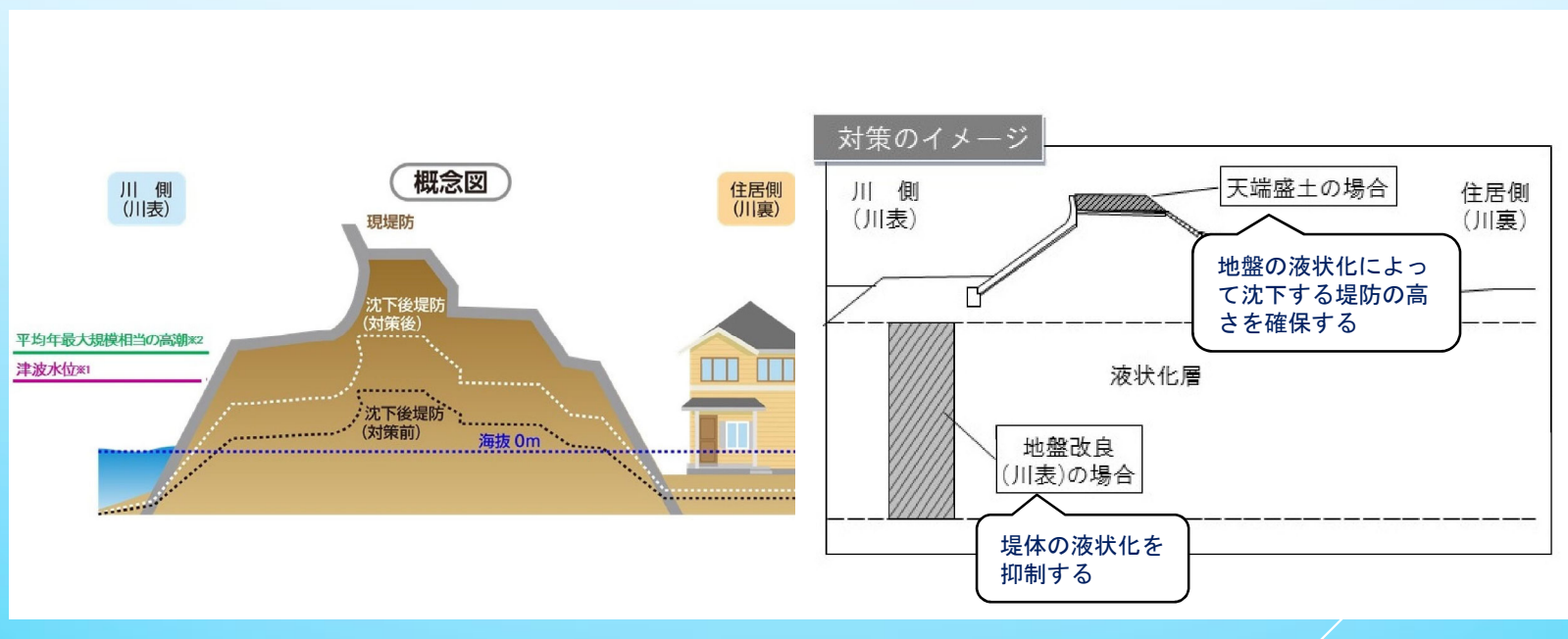
赤字：今年度からの新たな取組内容

		おもな取組項目	取組機関			おもな取組項目	取組機関
5-A	緊急継続 行動項目 計画	・洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、パイピング対策の実施	木曾下 市町村 県	5-C	緊急継続 行動項目 計画	・迅速な防災活動に資するための防災活動拠点の整備 ・多数の家屋や重要施設等の保全対策	木曾下 市町村
	流域 治水	・本川と支川の合流部等の対策 ・流木や土砂の影響への対策 ・重要インフラの機能確保 ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 ・災害時及び災害復旧に対する支援 ・河道掘削 ・堤防整備・強化 ・地震津波対策 →①で詳細説明 ・樹木伐採 ・排水機場増強・新設			緊急継続 行動項目 計画	・防災活動拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりの実施	木曾下 市町村 県
5-B	緊急継続 行動項目 計画	・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	木曾下 市町村 県	5-D	緊急継続 行動項目 計画	・適切な土地利用の促進 ・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	木曾下 市町村

①地震・津波対策

【木曾川水系河川整備計画における地震・津波対策の考え方】

- ・地震後の堤防の沈下等が生じた状態で、津波による浸水被害の恐れのある区間について、地盤改良等を実施
- ・地震による沈下の影響が大きい高潮区間の全区間において、堤防の天端盛土等を緊急対策として実施
- ・緊急対策を行っても地震後の堤防の沈下等が生じた状態で、近年の平均年最大規模相当の高潮による浸水被害の恐れがある区間について、地盤改良等を実施

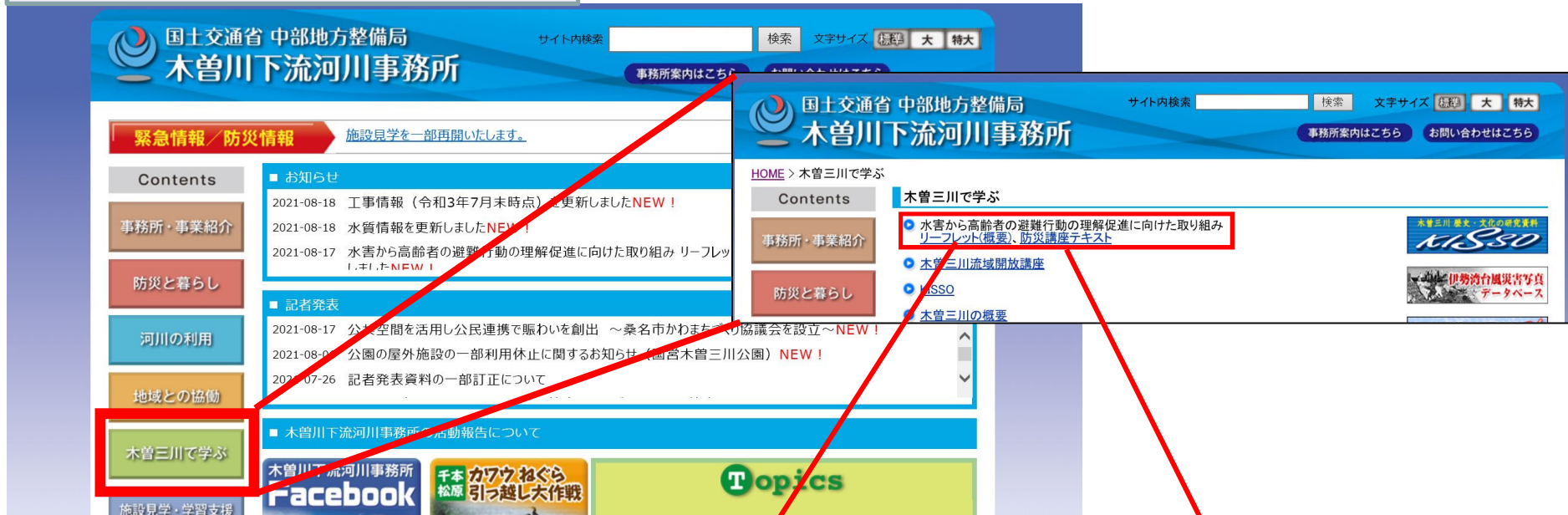


水害から高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組み

木曽川下流河川事務所HP

https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/index.html

高齢者の避難に対する理解促進のためのリーフレット等を事務所HPにアップしました。積極的にご活用ください。



令和3年度 DX技術を活用した水害オペレーション実働訓練

速報版

～コロナ禍における人との接触を減らした実働訓練等～

- ・出水期を前に、WEB会議等を活用した情報共有、最新デジタル技術を活用した被災状況の把握など、人との接触を減らした実働訓練を実施。
- ・設定は、スーパー伊勢湾台風が来襲し、揖斐川の堤防が決壊する想定で訓練を実施。

<概要>

- 日時 令和3年5月23日(日)10:00～11:30
- 場所(現地) 長良川サービスセンター、コマツIoTセンタ
- 参加 中部地方整備局、三重県、桑名市、木曾岬町、名古屋地方気象台、(一社)日本建設機械施工協会
【計6機関 24名】
- 実施内容
 - ・Webexを用いた災害対応時の要請、報告
 - ・ウェアラブルカメラを用いた河川巡視
 - ・Car-SATを用いた衛星通信による、ドローン映像の共有
 - ・無人化施工重機による堤防復旧
 - ・移動式アドホック型簡易水位計の設置

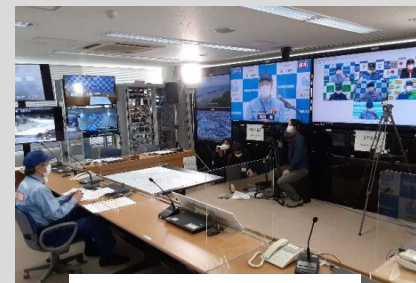
<講評>

- 中部地方整備局長
 - ・コロナ禍であっても災害は起こる。有事の際にはデジタル技術を活用し、確実かつ効率的な水防活動に向け、今後も関係機関との連携を進めていく。
- 三重県知事
 - ・例年よりも早い梅雨入りとなったが、このタイミングに感染症対策を兼ねた訓練を行うことができたのは有意義であった。
 - ・災害時は情報が命、今回の訓練内容を基に関係機関と連携をしていく。
- 桑名市長
 - ・災害はコロナ禍であっても発生する、今回のWeb会議システムを用いた情報共有の訓練は有意義であった。
- 木曾岬町長
 - ・他機関の動きも知ることができ、有意義な訓練であった。
 - ・木曾岬町は高台の無い町であり、有事の際には周辺の高台のある市町と広域避難として協力していく。

<実施状況>



県、市町、国の参加6機関



堀田局長による挨拶



移動式アドホック型簡易水位計の設置と排水ポンプ車による排水作業



無人化施工重機による堤防復旧



Car-SATによるドローン映像の共有

- ・ 木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトにおいて、「木曾三川下流部 高潮・洪水災害 広域避難計画（第1版）」を令和2年8月12日に策定。本計画の対応マニュアルを参照しながら、流域住民の早期広域避難を促すための訓練を行いました。
- ・ 本訓練では、自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）の発表に係る事前協議を実施する際の通知～web会議による協議の参集までを模擬的に実施しました。

日時：令和3年8月27日（金）10:00～11:00
 会場：Web会議
 出席：木曾三川下流部 8市町村、木曾川下流河川事務所
 [桑名市、木曾岬町、海津市、弥富市、愛西市、津島市、蟹江町、飛島村]
 協力：名古屋地方気象台
 協議事項：
 ・ 広域避難計画（第1版）に基づく、事前協議実施の目安・通知～参集（web会議）までの模擬訓練
 ・ 訓練の振り返り、広域避難計画（第1版）に基づく協議・対応事項の確認
 ・ 意見交換、課題抽出等



会場の状況



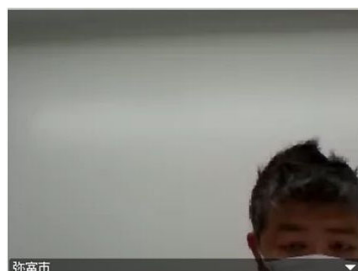
桑名市



木曾岬町



海津市



弥富市



愛西市



津島市



蟹江町



飛島村

令和3年8月の大雨による 木曽川水系の出水状況（第2報）



木曽川の出水状況（8月15日正午頃）
下流より犬山頭首工（各務原市・犬山市）を望む

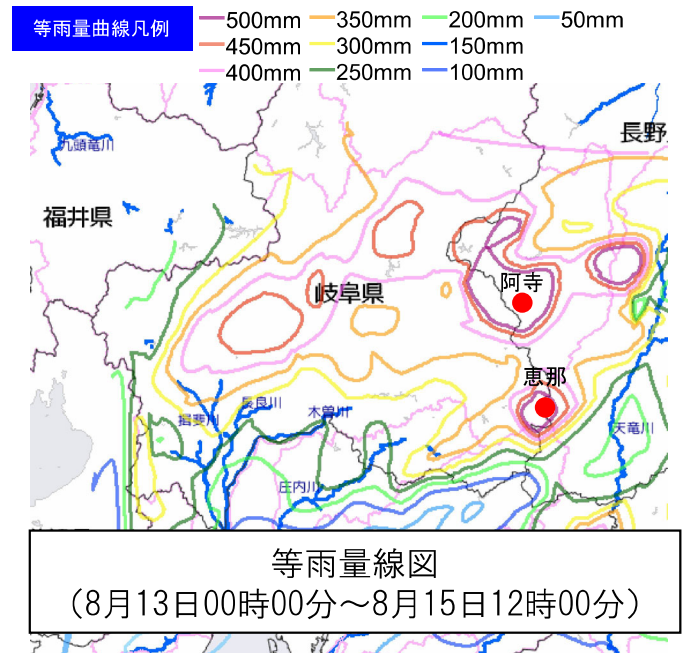
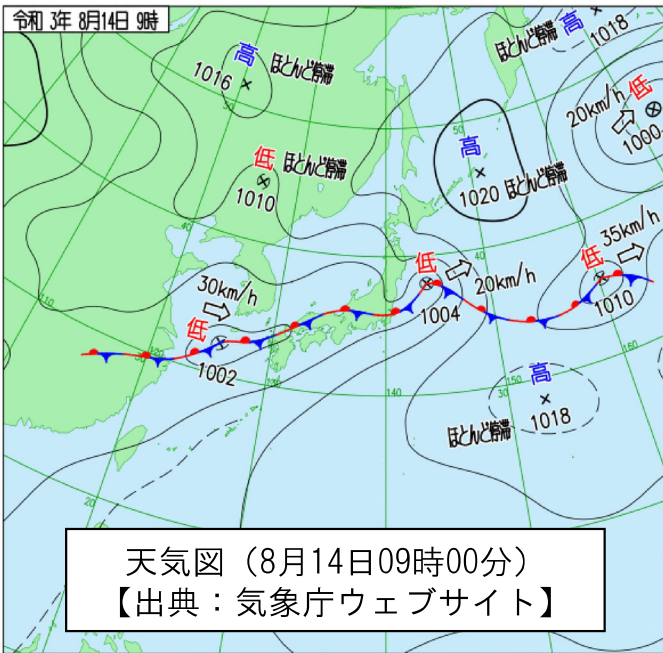
国土交通省中部地方整備局
木曽川下流河川事務所

注）この資料は速報として取り急ぎまとめたもので、後日一部訂正や追加をすることがあります。

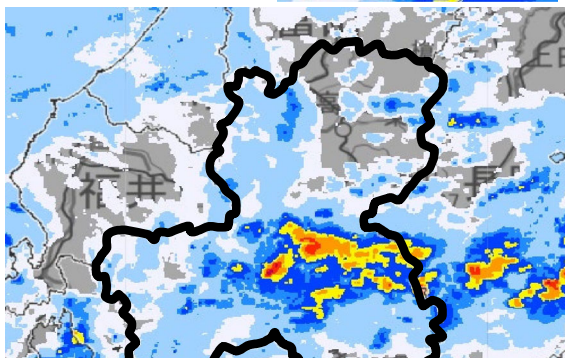
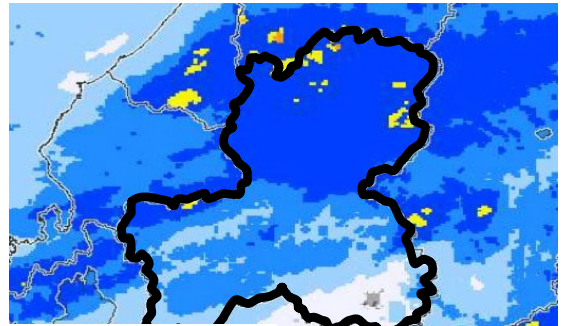
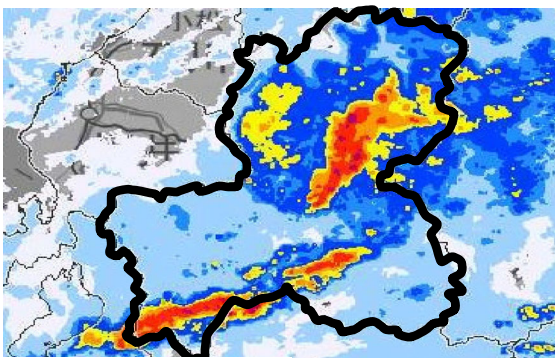
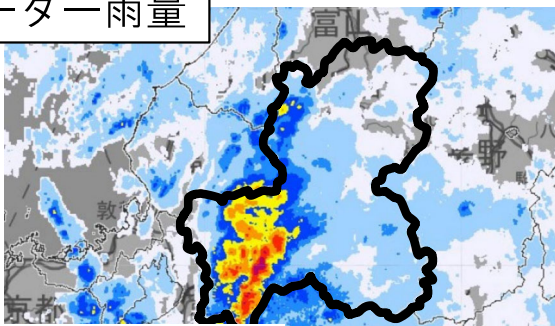
◆気象状況

8月13日から8月15日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、南から暖かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、九州地方や中国地方、東海地方を中心に記録的な豪雨となりました。

木曾川水系においても、8月12日からの降り始めからの降水量（8月15日18時時点）が阿寺観測所（長野県大桑村）で729mm、恵那観測所（岐阜県恵那市）で560mmを観測するなど、流域の広い範囲で記録的な大雨となりました。

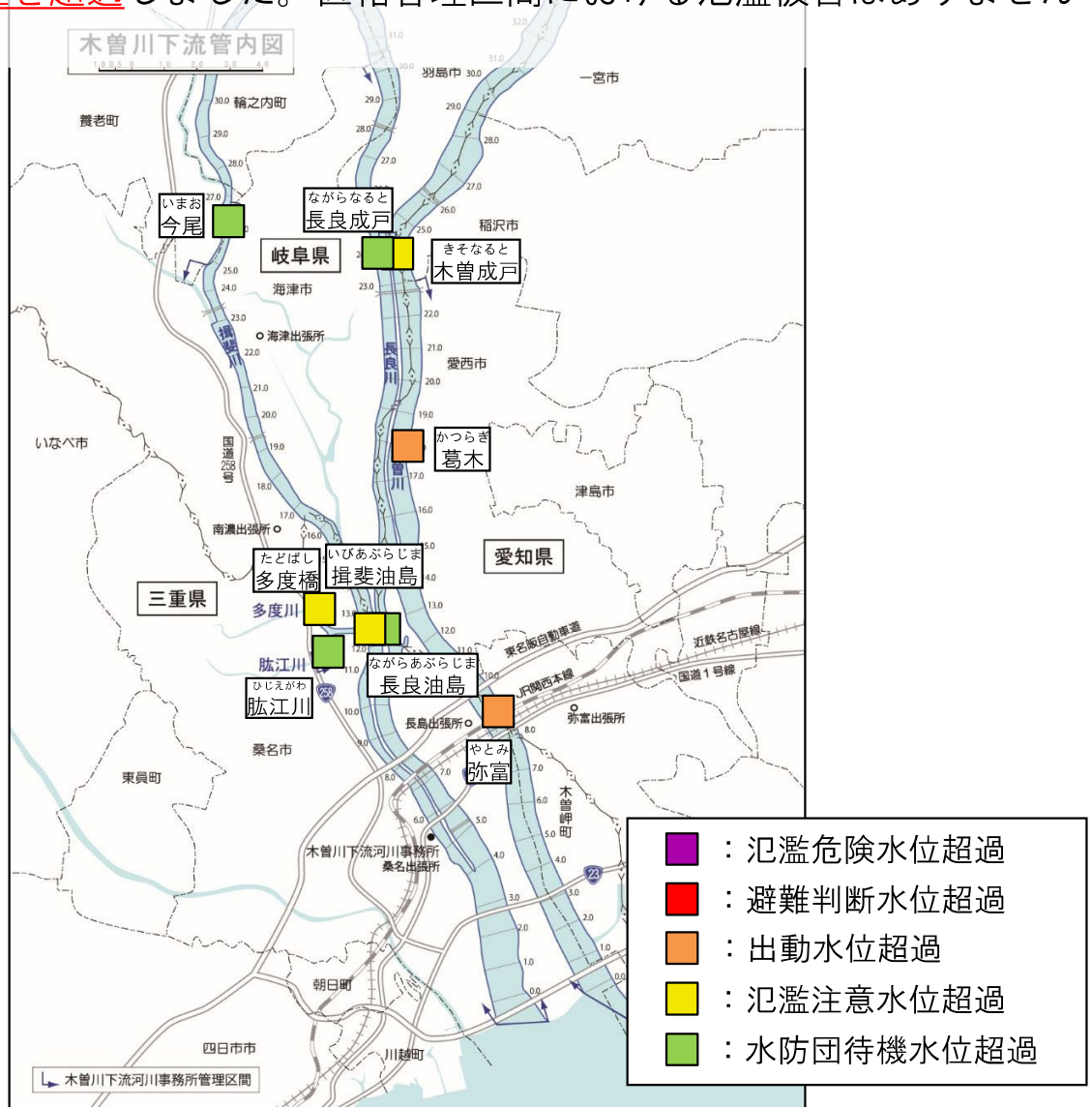


レーダー雨量



木曾川下流河川事務所管内の愛西市（葛木観測所）、弥富市（弥富観測所）の2観測所で出動水位を超過しました。直轄管理区間における氾濫被害はありませんでした。

○水位状況



○氾濫注意水位の超過を観測した観測所

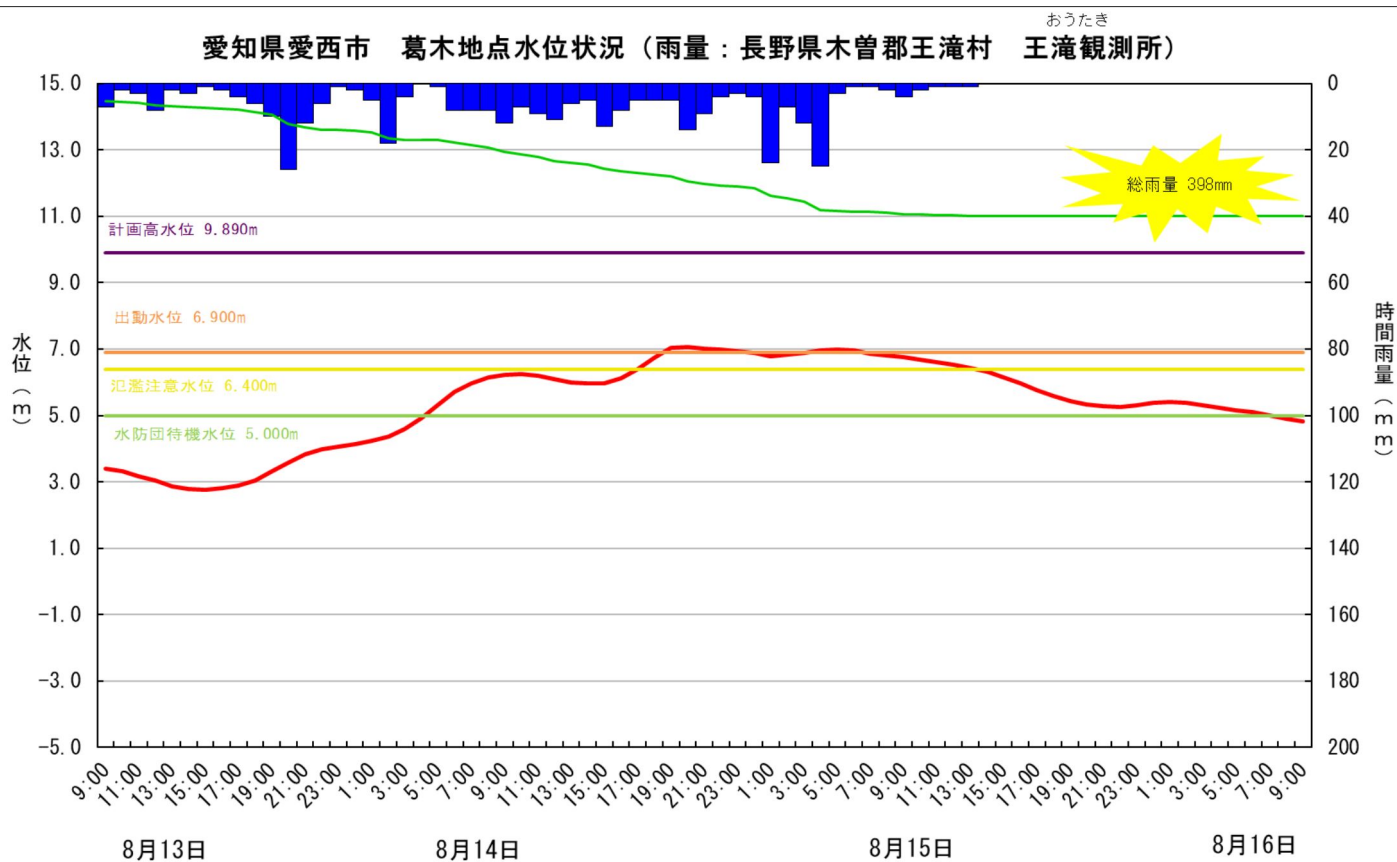
(単位：m)

河川名	観測所名	今回最高水位※	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
きそがわ木曾川	きそなると木曾成戸	8/15_4:30	4.40	5.80	6.40	8.70	8.90	8.95
		6.33		6.33				
	かつらぎ葛木	8/14_19:40	5.00	6.40	6.90	-	-	9.89
7.15			7.15					
やとみ弥富	やとみ弥富	8/14_20:10	4.10	4.70	5.10	-	-	7.24
		5.21		5.21				
いびがわ揖斐川	いびあぶらじま揖斐油島	8/14_22:40	3.30	4.00	4.80	-	-	6.94
		4.06		4.06				
たどがわ多度川	たどばし多度橋	8/13_22:20	-0.40	0.00	0.30	1.30	2.00	2.04
		0.25		0.25				

※最高水位は速報値（10分単位） 水位の値は量水標の読み値

【木曾川】 愛知県愛西市（葛木観測所）で、出動水位を超過

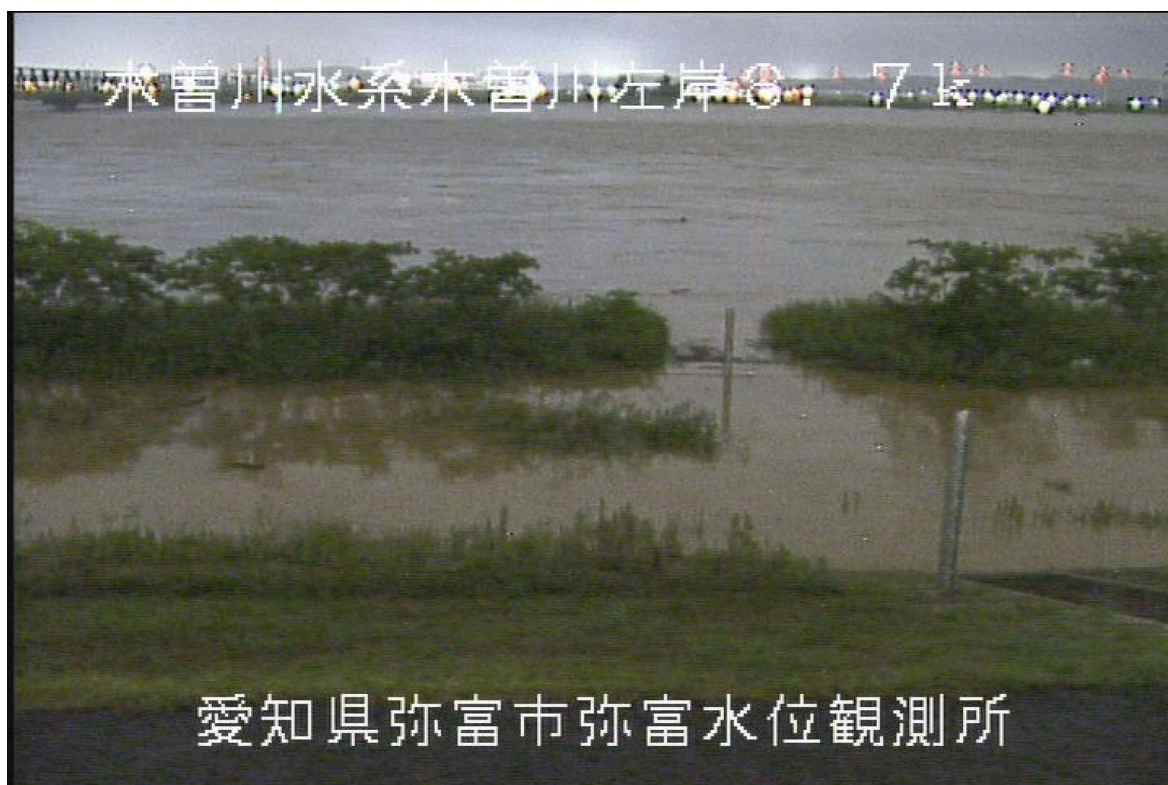
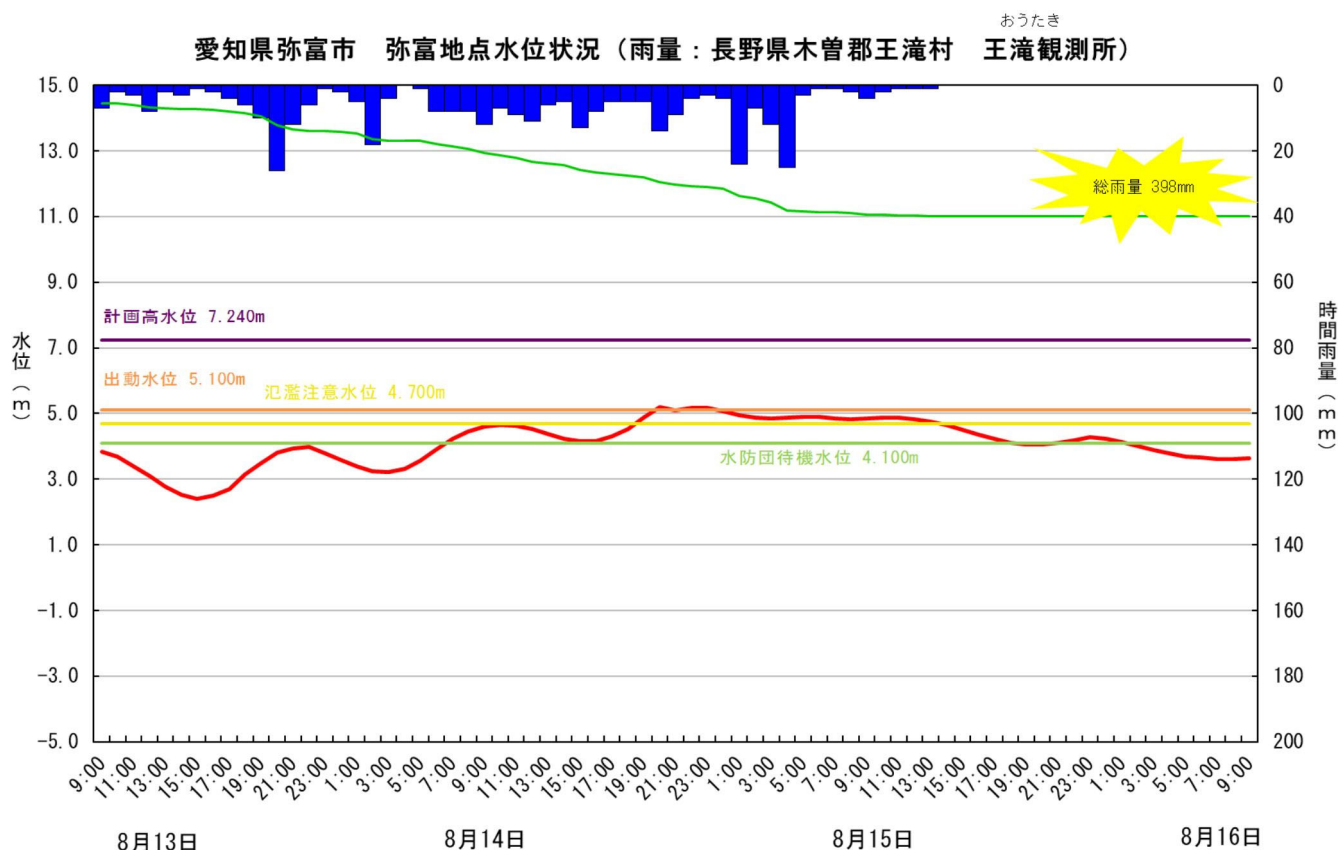
木曾川の葛木観測所においては、出動水位を超える7.15mの水位を観測しました。



木曾川の出水状況（8月14日19時頃）18.0k付近

【木曾川】 愛知県弥富市（弥富観測所）で、出動水位を超過

木曾川の弥富観測所においては、出動水位を超える5.21mの水位を観測しました。

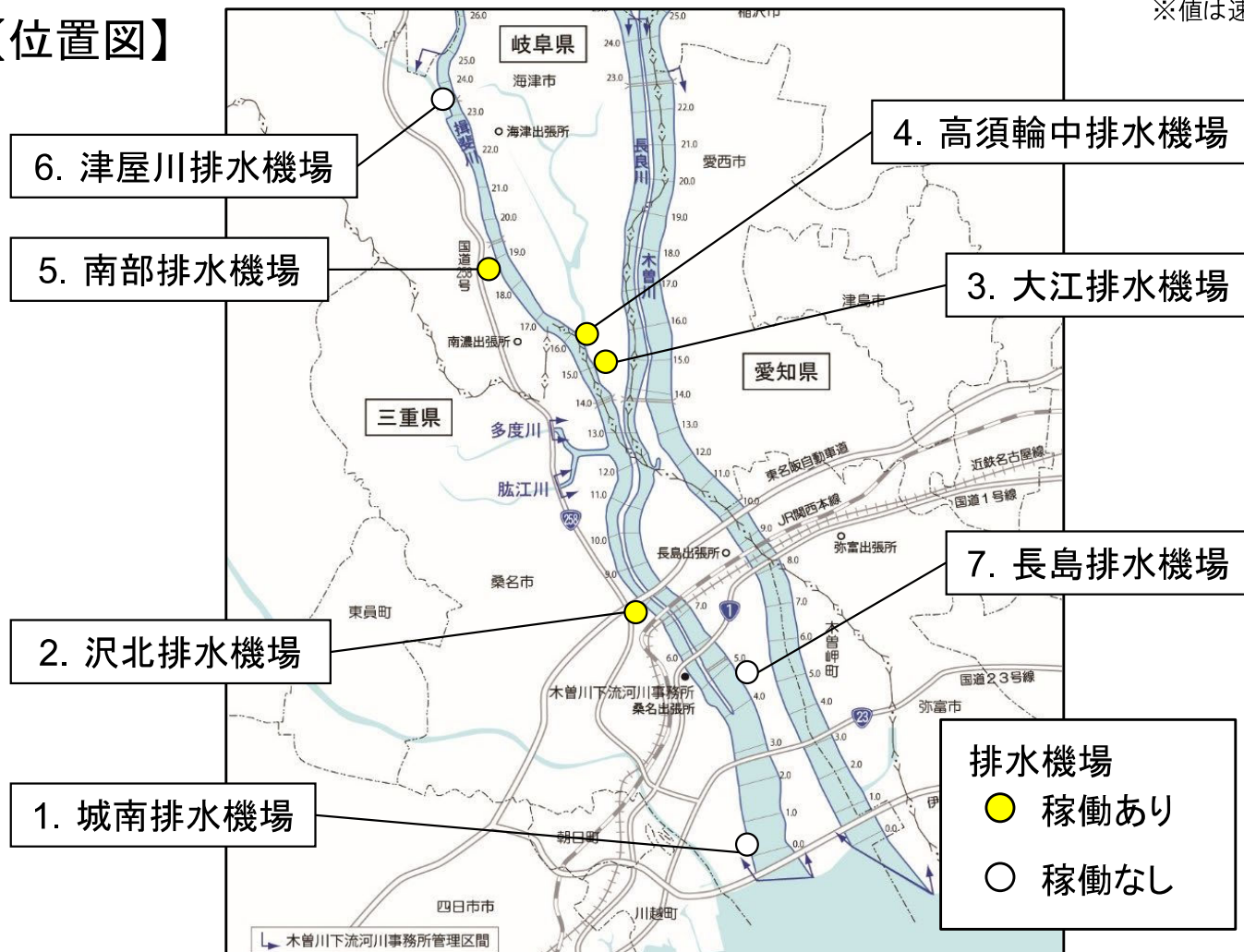


木曾川の出水状況（8月14日20時頃）8.7k付近

木曾川下流河川事務所が管理する排水機場のうち、**4排水機場**を稼働させました。これらの排水機場により、約340万m³※の内水を排水しました。

※値は速報値

【位置図】



排水機場稼働報告 (8月13日～8月16日)

8月16日 9:00現在

No.	河川名	排水機場名	主なポンプの稼働時間(h:min)					総排水量 (万m ³)
			1号	2号	3号	4号	5号	
1	揖斐川	城南排水機場	00:00	00:00	00:00			0
2	揖斐川	沢北排水機場	10:06	00:00	00:00			18
3	揖斐川	大江排水機場	56:33	12:20	12:20			88
4	揖斐川	高須輪中排水機場	10:16	08:38	02:55	07:19	05:30	156
5	揖斐川	南部排水機場	28:25	37:26	23:16	22:06		77
6	揖斐川	津屋川排水機場	00:00	00:00				0
7	長良川	長島排水機場	00:00	00:00	00:00			0
								339

4排水機場が稼働

総排水量 約340万m³

バンテリンドーム
(旧ナゴヤドーム)
約2個分!!

※バンテリンドームの容積は170万m³

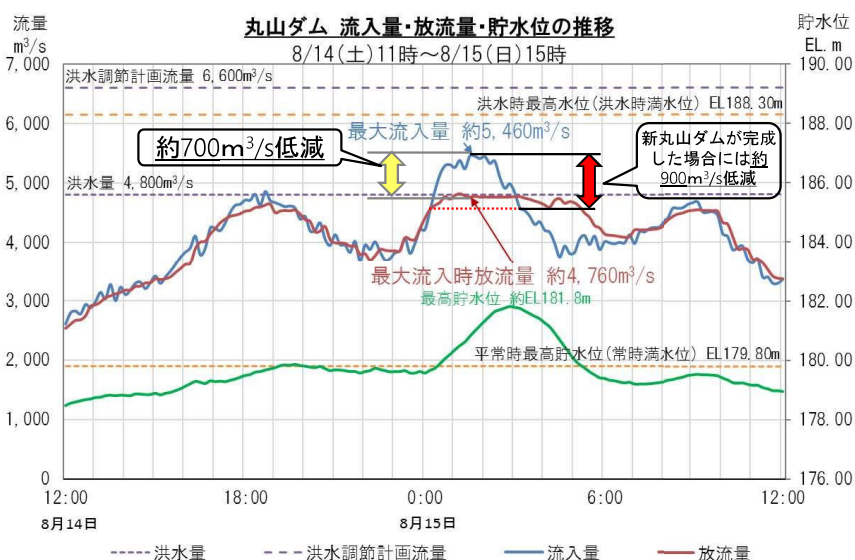
まるやま ◆丸山ダムの効果

木曽川の丸山ダムによる洪水の貯留により

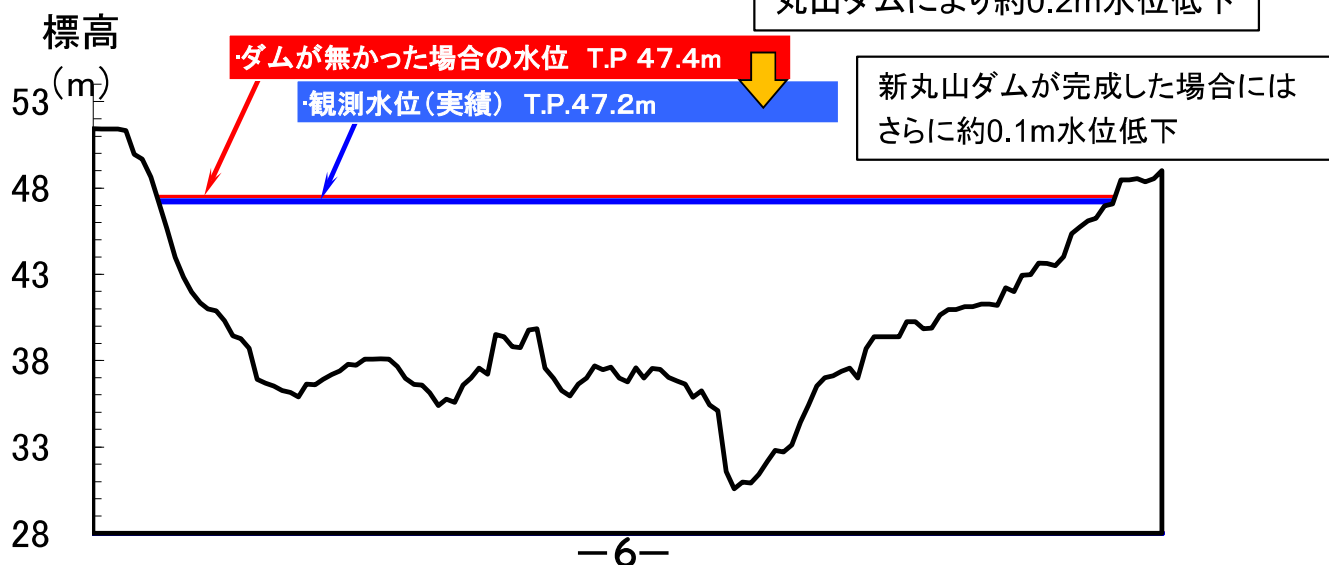
愛知県いぬやま犬山市犬山地点の水位を約0.2m低下

新丸山ダムが完成した場合には、さらに水位を約0.1m低下

- 今回の出水で丸山ダムに流れ込んだ洪水の量は、最大で毎秒約5,460m³（昭和31年の管理開始以降4番目に多い量）となりました。
- 丸山ダムでは洪水の一部を貯め込む防災操作（洪水調節）を実施し、最大約450万m³（バンテリンドーム ナゴヤ約3個分）を貯留しました。
- これにより、丸山ダムから流す量を最大約700m³/s減少させ、犬山市犬山地点の木曽川の水位を約0.2m低下させたものと推定されます。



【犬山地点の水位低下効果】



◆災害時の関係機関の活動（下流部）

○今回の出水にあたり、建設業、測量・コンサルタント業、機械設備業等多くの機関が連携し、住民の安全・安心のため活動いただきました。
建設業、測量・コンサルタント業、機械設備業等



国土交通省中部地方整備局

木曾川下流河川事務所 調査課

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465

TEL (0594) 24-5715

FAX (0594) 21-0893

URL <https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/>

R3. 8. 17 8:00時点